

平成 23 年 第 1 回

高森町議会 3 月定例会会議録

平成 23 年 3 月 8 日 開会

平成 23 年 3 月 16 日 閉会



高 森 町 議 会

3月8日（火）

（第1日）

平成23年第1回高森町議会定例会（第1号）

平成23年3月8日
午前10時20分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

8番 相馬 俊行君

10番 後藤 英範君

日程第 2 会期の決定

月 日	会議の種類	備 考
3月 8日（火）	本会議	提案・説明・質疑・付託
3月 9日（水）	休 会	総務常任委員会
3月10日（木）	”	文教厚生常任委員会
3月11日（金）	”	
3月12日（土）	”	
3月13日（日）	”	
3月14日（月）	”	建設経済常任委員会、 養鶏場進出対策特別委員会
3月15日（火）	本会議	一般質問・議会運営委員会、 広報特別委員会
3月16日（水）	本会議	委員長報告・討論・採決

日程第 3 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて

【平成22年度高森町一般会計補正予算 第8号】

日程第 4 同意第 1号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 5 議案第 2号 町道の路線の廃止について

日程第 6 議案第 3号 町道の路線の認定について

日程第 7 議案第 4号 公有財産の処分について

- 日程第 8 議案第 5号 負担付寄附受納について
- 日程第 9 議案第 6号 河原総合センター条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第 7号 高森自然学校条例等の一部改正について
- 日程第11 議案第 8号 平成22年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第12 議案第 9号 平成22年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第13 議案第10号 平成22年度高森町老人保健特別会計補正予算について
- 日程第14 議案第11号 平成22年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第15 議案第12号 平成22年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第16 議案第13号 平成22年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第17 議案第14号 平成22年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について
- 日程第18 議案第15号 平成22年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について
- 日程第19 議案第16号 平成23年度高森町一般会計予算について
- 日程第20 議案第17号 平成23年度高森町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第21 議案第18号 平成23年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第22 議案第19号 平成23年度高森町介護保険特別会計予算について
- 日程第23 議案第20号 平成23年度高森町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第24 議案第21号 平成23年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について
- 日程第25 議案第22号 平成23年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程第26 議案第23号 高森町出産祝金支給条例の制定について
- 日程第27 議案第24号 高森町子ども医療費助成に関する条例の制定について
- 日程第28 議案第25号 高森町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第29 議案第26号 高森町観光交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第27号 高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定について
- 日程第31 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1 番	立山広滋君	2 番	森田勝君
3 番	田上更生君	4 番	甲斐直三君
5 番	甲斐廣國君	6 番	後藤和昭君
7 番	甲斐正一君	8 番	相馬俊行君
9 番	三森義高君	10 番	後藤英範君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町長	藤本正一君	副町長	宇藤信幸君
教育長	渡邊哲郎君	総務課長	色見隆夫君
住民福祉課長	後藤秀希君	税務課長	村上源喜君
産業観光課長	後藤正三君	産業観光課審議員	甲斐敏文君
建設課長	瀬井公吉郎君	会計課長	甲斐末久君
教育委員会事務局長	佐伯実範君	総務課長補佐	杉田則秋君
住民福祉課長補佐	廣木富八君	住民福祉課長補佐	岩下公治君
税務課長補佐	橋本和則君	産業観光課長補佐	古庄良一君
建設課長補佐	色見継治君	高森東保育園園長代理	熊谷優子君
色見保育園園長代理	瀬井類子君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	古澤建生君	議会事務局庶務係長	後藤一寛君
--------	-------	-----------	-------

開会 午前10時20分

-----○-----

○議長（三森義高君） おはようございます。

お待たせをいたしました。

会議に先立ち、町長のご挨拶をお願いいたします。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。

本日は、平成23年第1回高森町議会定例会を開会するにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、公私ともご多忙の中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、中東諸国におきます民主化運動に伴う政情不安によります原油価格の高騰、さらには地球温暖化によります天候不順に伴います耕作物の価格の高騰など、経済の行き先が懸念される中に、ニュージーランドではマグニチュード6.3の巨大地震が発生をいたしました。被害者の中には、将来を夢見た日本人の留学生28名の方が含まれておると聞いております。日本の方からの援助隊も早急に派遣をされ、救助作業にあたりましたけれども、安否を確認しないままに撤退ということになりました。ご家族の心痛もただならぬものがあると思います。一刻も早く確認できますことを願うものでございます。災害は忘れた頃にやってくるといいますが、私たちが日頃から心がけておく必要が大切だなと感じております。

また、国内においては、鳥インフルエンザが全国各地に発生し、中でも隣県の宮崎県においては、多くの農場で発生をいたしました。近くでは高千穂町で発生をしており、本町では町独自で県境において防疫作業を2月5日から28日まで実施いたしました。お陰様で本町では発生がありませんでしたけれども、今後さらに注意を払っていく必要がございます。

また、本町の行事といたしまして、2月12日から観光協会主催によります第23回新酒とふるさとの味まつりのオープニングセレモニーが開催され、新酒を求めてたくさんの人たちが来町していただきました。今後、3月13日にラストイベントに向け、毎週土曜日、日曜日を中心に、飲食店・宿泊施設、それぞれのおもてなし料理におきまして、多くの来客を期待をいたしているところでもございます。議員の皆様も、各会場で提供される料理に舌鼓を打たれ、早春の味をご堪能されるよう切に望みますし、またお願いをするところでもございます。

また、2月20日から中心市街地一帯におきまして、第32回高森町交通安全

宣言駅伝大会が町体育協会主催によりますもとで実施をされました。子どもさんから大人まで、46チームが参加され、健脚が競われました。優勝されたチームはもとより、参加された皆様の活躍に感謝を申し上げるところでございます。

本大会は、交通事故のない安全で住みよいまちづくり、駅伝を通して健康づくり、そして町民同士のふれあいを目的とし実施されたものでございます。今後も数を重ねることにおいて、発展することを祈念を申し上げますとともに、この駅伝に参加される子どもさん方が健やかに育つよう、そして指導されている方々はもちろんのことでございますが、将来にわたって温かく見守っていただきますようお願いを申し上げます。

最後に、本議会が私を含め、皆様にとっても今期最後の議会でございます。できますことなら、この場で再会できれば幸いに存じております。

さて、本定例会に上程いたしております議案につきまして、承認議案1件、同意議案1件、条例議案5件、予算案件15件、その他の案件5件、計27件でございます。

どうぞよろしくご審議をいただきまして、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、本定例会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） どうもありがとうございました。

ただいまから、平成23年第1回高森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三森義高君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、8番 相馬俊行君及び10番 後藤英範君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（三森義高君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 甲斐廣國君。

○議会運営委員長（甲斐廣國君） おはようございます。5番、甲斐です。

会期の報告を申し上げます。

議会運営委員会に付託されておりました平成23年第1回高森町議会定例会の会期につきましては、本日3月8日から3月16日までの9日間と決定をしております。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から3月16日までの9日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

【平成22年度高森町一般会計補正予算 第8号】

○議長（三森義高君） 日程第3、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 平成22年度高森町一般会計補正予算（第8号）をご説明を申し上げます。

承認第1号でご報告いたします平成22年度高森町一般会計補正予算（第8号）についてのご説明でございます。

専決いたしました内容は、本年1月中旬以降、大雪に伴いまして、町道等の積雪対策のため、緊急に補正する必要が生じたためによるものでございます。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ285万9,000円の追加であり、これを現計予算と合算いたしますと40億5,599万1,000円となります。

歳入についてご説明を申し上げます。6ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正の財源は、地方交付税285万9,000円を財源として充当いたしております。

次に、歳出予算についてご説明を申し上げます。

町道等の積雪処理に係ります経費並びに塩化カルシウムの購入費用を計上いたしました。

以上、専決いたしました主な内容について、概略をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくご説明を申し上げ、説明を終わります。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） 4番 甲斐でございます。おはようございます。

今、町長の方からご説明がございましたけれども、一応確認のために質問をさせていただきます。この度のこの大雪につきまして、融雪剤ということでございます。この7ページの歳出にあたりまして、この町道の除雪作業に人夫賃ということで上げてございます。それから、消耗品費ですね。それから、町道の除雪作業の機械借上代ということで上げてございます。これがちょうど285万9,000円ということでございますので、もう少しお伺いしたいんですが、ちょっと課長の方から結構でございます。この点をちょっと説明していただけますか。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎。

○建設課長（瀬井公吉郎君） おはようございます。甲斐議員さんの質問についてお答えいたします。

年末の12月26日からの積雪により、除雪経費が、不足しましたので計上いたしましたけど、まず当初で300袋程度保管しておりましたけど、年末年始にかけてまして、それから900袋ほど散布いたしました。そしてまた、積雪に伴う町道の大戸ノロ本河原線道路、部落内道路、町内の業者に指示し、また駐在員さんにも加勢をいただきまして、散布を行いました。それに伴う散布作業人夫賃として予算を計上しております。また、グレーダー、それと融雪剤、執行予算としてですね、まず労務費については156万9,875円、機械代の執行予定として101万1,102円、塩カル材料代として124万4,392円、除雪作業に要しました費用は、全体で354万円となっております。今回、専決していただきます予算につきましては、285万9,000円となっております。

以上です。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） 課長の方から詳細に説明をしていただきまして、大変今度の大雪は例年がない、皆、町民の方たちの足の的となったところでもございまして、なかなかこの融雪剤が足りないということも聞き及んでおります。その点にですね、もう少しこれを早急に融雪剤、あるいは機械の借りに対しましては、大変この度の大雪に関しましては、土曜・日曜を挟んだりしてございましてですね、降った日はいいですけど、それが翌の日になりますと、その雪が凍りまして、融雪剤ではとても効かないということもありました。大変、これに関しましては、ボランティアでですね、大分トラクターとか何とかで押されたりしてございましたけれども、なか

なか今度の雪はそれにも叶わないというところでありまして、私たちも、皆議員さんもそうだと思います。駐在さんもそうだと思いますが、ひっきりなしに電話をいただいたり、中には自分の個人の庭の中に散布して、融雪剤を利用した家庭もあるんじゃないか、そういうような話もあったわけですが、もう少し融雪剤を整えるような状態でしていただけなかったかなあということの、そういう意見もありましたもので、今日はこういう形で言わせていただいております。大変雪となりますと、路線も多い中に幹線道路を除雪されて、その後は各地域のボランティアで除雪されたということでございますけれども、路線によってはですね、全然、融雪剤も全然されてないと、1回だけグレーダーで真ん中をぱっと押して、その後はもうそのままということもお聞きをしておりますので、今後、土曜・日曜ということである中にも関わらずですね、職員の方たちもある程度は見えていただいて、していただけるならばということで、こういうことで質問をさせていただいたわけでございます。どうか雪はもう毎年でございますけれども、予算を出しておきましたそのときは、雪はそうなかったりとか、この度の雪に対しましては、思わぬ雪でございましたので、町長さんもどこそこされますときは、見ていただいたと思っております。どこそこで会合がありますときには、必ずその大雪のこの今の町道の線のところから挨拶の中で出されておったようでございます。今、国道沿い、県はもう少しでも降りますと、業者の方たちがもう朝早くから夜遅くまで、完全に除雪をしていただいたりしておりますけど、たまたま中には主要幹線町道をですね、そういうところも見たとということでございますので、どうかその点を今後また考えていただきまして、早めの対応をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号、専決処分承認を求めることについては承認することに決定しました。

-----○-----

日程第4 同意第1号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（三森義高君） 日程第4、同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 同意第1号、議会の同意を求めます高森町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明を申し上げます。

渡辺眞佐末氏、人格高潔で識見高く、町民からも高く信頼を受けておられます。現委員の工藤政満氏の任期が本年5月11日をもって満了するため、渡辺眞佐末氏を固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、同意を求めるものでございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本件については、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。

-----○-----

日程第5 議案第2号 町道の路線の廃止について

日程第6 議案第3号 町道の路線の認定について

○議長（三森義高君） 日程第5、議案第2号、町道の路線の廃止について及び日程第6、議案第3号、町道の路線の認定についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 議案第2号及び議案第3号については関連がありますので、一括でご説明申し上げます。

まずはじめに、議案第2号で提案いたしました、町道の路線の廃止についてご説明申し上げます。町道、赤羽根線は、県道津留柳線、赤羽根地区から国道265号線、小倉原地区農道を結ぶ路線で、町道を6,416m追加延長するため、町道の終点を変更する必要があります。町道の廃止をお願いするものであります。路線番号127号、路線名、赤羽根線、廃止区間は、起点、大字矢津田字東午房迫1979番1地先から、終点、大字矢津田字半上1664番地先の総延長1,584mです。

続きまして、議案第3号、町道の路線の認定についてご説明申し上げます。本路線は、議案第2号でご説明申し上げました路線で、現在、林道、農道として町が管理しておりますが、本路線は県道津留柳線と国道265号線を結ぶ重要な幹線道路であり、また草部北部地区は起伏の激しい地形で、幹線道路の県道もまだ改良が進んでいない箇所が多く、災害時には孤立し通行ができなくなるため、災害時の迂回路として管理していく必要があります。また、草部北部地区と高森温泉館、休暇村南阿蘇を結ぶ重要な観光、産業振興路線でもあり、町道を延長し、終点を変更するため、町道の認定をお願いするものであります。路線番号211号、路線名、草川原赤羽根線、認定区間は、起点、大字高森字糸水3102番地先から、終点、大字矢津田字東午房迫1979番1地先の総延長8,000mです。

町道の路線の廃止については、道路法第10条第3項の規定により、また町道の路線の認定については、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を得る必要があるため提案するものであります。

以上、提案説明をいたしました。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） おはようございます。1番 立山です。

建設課長にお伺いいたします。この町道の認定、今出ましたけれども、この前まで、現在、町道は全部で何路線、そして総延長はどれくらいあるかお答え願いたいと思います。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） お答えします。

町道の路線につきましては210路線、総延長といたしましては255kmと
思います。よろしくお願ひします。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） それは、今までの路線の総延長、210路線の255キロとい
うことでしたけれども、これは年次毎の路線はわかりますかね。何年度はどしこ、
何年度はどしこということ。どうですか、建設課長。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 現在、資料を持ち合わせませんので、年次毎の路線の長
さとかは、ちょっと今まではわかりません。よろしくお願ひします。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 今ではわからないので、後で提示されますか。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） ちょっと年次毎の総延長というのはちょっと、まあ調べ
ればわかると思いますけど、早急には、ちょっと時間がかかるとお願ひしますので、よ
ろしくお願ひします。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） じゃあ時間がかかってよろしいですので、ちょっとわかれば資
料として出していただきたいと思ひます。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） はい。後で調べて報告します。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） 2番 森田です。

ただ今、課長の方から詳細な説明がありましたが、私たちもこの道路はちょっと
見に行きました。さすがに上の方に行きますと、大変危険な箇所もござひます。し
かしですね、観光面に今後は利用ができるというような話もありましたが、これは
慎重に考えなくては、町道としてのですね、認定は、これは私はちょっと、ここぞ
どうのこうのではござひませんが、はっきり言って、私は町道の認定というのはこ
れはちょっとご遠慮願ひたいという表示させていただきます。なぜならば、あの道
路を通ってみますと、先ほどから林道であるというような話でござひます。中にお
いてですね、今言われたように、赤羽根方面はもう部落で舗装がしてありまして、
下からの上色見方面から上がった道の方が、今、大変傷んでおるとお願ひして
います。これはですね、はっきり言って、将来的に、車それからそういうのが年に

何回通るかを私はちょっと課長に聞きたいんですが、どうですか、課長。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 先ほども申し上げましたとおり、北部地区には県道が1本しか開通しておりませんので、日頃ですね、高森温泉館とか、そういうこっちの市街地の方に出てこられるときですね、やはり住民の方が多く利用されております。また、台数については、測定をしておりませんので、お答えはできませんので、よろしくをお願いします。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） 今までずっと私もこの道路について審議してきましたが、道路についてですね、今まで町道町道とはっきり課長の方から言われますが、やはりですね、修理、莫大なこれは恐らく経費が今後かかっていくと、私は思っております。その経費をですね、町長がいつも言われているように、町には財源がないと。財源がない割には、道路もどんどんこういうふうに加追加で延長延長でされていくわけでございます。私はですね、財源がないのに、そういうことをですね、今後、8キロ余り、これはここに出ています、こういう道路を造るよりも、町の中にまだたくさん救急車、それから消防車も通らない道がたくさんあります。そういう方面をもう少し順調に手がけていくなら、私はこれはもう賛成でございますが、ご存じのように、根子岳観光線もですね、ああいうふうに、今後どういうふうな利用があるか、ちょっとはっきり私もわかりませんが、こういう道路がむやみにこういうふうに加追加で造られていくというのは、私も本当に今後、議員としての立場を得て、やはりこれはちょっと無理じゃないかと思うわけでございます。その点について、課長の方はどういうふうな考えをおもちなのかお聞きしたいと思います。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） この赤羽根線については、延長が8,000mございます。現在、町道が1,584m、これはアスファルト舗装が幅員4mで整備されております。また、旧道の林道につきましては1,584m、幅員が4mです。すみません。林道につきましては2,200mで、幅員が4mで、コンクリート舗装がなされております。農道部分についてもですね、またアスファルト舗装が3,769mされております。また、砂利舗装部分が447mあります。ご存じのとおり、急傾斜で法面の石とか泥が崩落している箇所もあります。それは町としてはですね、当然、維持管理は今後もしていかなければいけないので、そういう面で住民が安心して通れる道路とするためにですね、町道の認定をお願いしているものであ

ります。また、ほかのところの道路整備につきましても、地元からの要望とかですね、いろんな傷み具合とか、そういうのをきめ細やかに調査してですね、現在、事業を予算の範囲内で進めているのが現状でありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（三森義高君） ほかにございせんか。2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） これは、私も建設経済委員の一員でございますので、慎重にですね、また委員会の中で追求をしていこうと思っておりますので、その点はよろしく願ひしておきたいと思ひます。

○議長（三森義高君） ほかにございせんか。5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

私の地元のことでございますので、少しだけ、今、私も建設経済委員で、森田議員とも一緒にあそこを通ってみました。確かにこういうところをというような部分が、今言われた1,147mがまだ未舗装で、旧開発公社が入って、牧道で、これはもう小倉原の牧場の中でございますので、地元の要望、いろいろもう何回も陳情があつております。聞きながら、とても早急にあれを拡幅して改良するということは、とても今、町の財政では厳しいですよというような話も地元にもしておりますが、地元としてはですね、今、町道と同じ管理状態にあるわけです。道切りとか、もし災害が起きたときには、町がやっていただくような形になっておりますので、まあその継続で今までの林道、牧道でなくて町道の認定だけしていただいおくと、住民も早急な改良を要望するのではなくして、安心して今の道の管理ができるんじゃないかというような話でございました。まあそれなら、私も何とか可能になるんじゃないかと。早急にですね、町道になったからといって、すぐこれを改良すれば、恐らく相当な金がかかると思ひますので、そこらへんは住民もしっかり理解をいただいた上の要望であるということをおし上げておきたいというふうにおしっております。

○議長（三森義高君） 8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） 8番 相馬です。

もうそれぞれ議員さんの方から質問があつております。基本的には、町道廃止、認定につきまして、反対ではございせんけれども、ただ今、議員の方々から意見があつておりますように、非常に延長が長いわけですね。長いですし、危険箇所も相当あるということでございます。これは以前からですね、要望もずっと前から出た記憶もあつておりますけれども、何分、非常に延長が長いということで、通行され

る車等も少ないということで、延び延びになっておった記憶もあります。そういうことで、今回、認定が上がってきたわけでございますけれども、認定された場合です、非常に危険箇所もございますので、町としてのこの管理が非常に大事になってくると思います。町道に認定した以上、それだけの責任もございます。と同時に、改良する場合には相当な莫大な金もかかるわけでございますので、その分維持管理を今後は建設課として危険が及ばないように、どう管理をされていくのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 道路管理者としてですね、十分、日頃から管理を行い、また大雨時期のときにも事前に調査をし、崩落箇所等を調査しながら住民に危険があたらないように現場を調査し、十分管理運営についてはしていきたいと思っております。以上です。

○議長（三森義高君） 8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） これは建設経済に付託されると思っておりますけれども、慎重にですね、建設経済委員会の中で十分に検討されると思っておりますけれども、改良そのものがですね、すぐにできないということであれば、維持管理を徹底して、町の方にされるように要望して終わります。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 1番さん、2番さん、そして8番さんですね、いろいろなご意見が出ました。なるほどというようなことも感じっておりますが、まだ町道の中においてもですね、非常に支障を来すような幅の狭いところもあるわけでございます。今後においてですね、やっぱり建設課、これはちょっと早急にはできかねますけれども、認定のランク付けですね、1級、2級、3級、4級といったようなランクを付けてですね、今後の対応の仕方を委員会の中でも意見を述べようと思っておりましたが、そういうことですね、やっぱり高齢化社会において、なかなか非常に厳しい時代において、各地域の人に任せるだけじゃ、非常に今後支障を来すようなこともありはせんかなというふうに感じとつとるわけですね。どこの線だから駄目とか、どこだからいいとかじゃなくてですね、そういうやつを町として、先ほど課長が言われましたように、維持管理というようなことでやっていくのは当然のことだと思いますが、その中でAランク、Bランクというような形、町道1号線、2号線、そういうランク付けをしてですね、対応の仕方は5番議員さんが言われたようにですね、早急にしないじゃなくて、今後において、そういう形をした方がいい

んじゃないかというような12月においても陳情書が上がってきとるわけですが、そういうことをもとにして原案が提出されたわけですので、そのへんがですね、議員さんも、あのときは文書配付でございましたが、中身の精査をしながらですね、ガードルールをはめなさい、何をしなさいというようなことじゃなくて、将来にわたって、どういうふうにしたらいいかというようことを議論を交しながらですね、是非ともいい形で今後の町道認定等の対応の仕方、それからランクも決め方、そういうやつをびしゃっとしてやっていったらいいんじゃないかと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号及び議案第3号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第7 議案第4号 公有財産の処分について

○議長（三森義高君） 日程第7、議案第4号、公有財産の処分についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） おはようございます。

議案第4号でご提案申し上げました公有財産の処分についてご説明申し上げます。

処分します物件は、休暇村南阿蘇の敷地内にあります町有地8万8,993平方メートルと、町有地内に存在しますスギ、ヒノキ、クヌギほか自然木、計3,156本の立木を環境省に売却するものであります。

売却予定金額は、土地代889万9,300円、立木代1,070万9,400円で、総額1,960万8,700円です。

不動産売買契約は、環境省管轄の九州地方環境事務所と取り交わす予定であります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。説明の方を終わります。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 1番 立山です。

今、総務課長の方から、土地と木の方が約2,000万円という説明がありましたけれども、これは何年ぐらい経っている木ですか。

○議長（三森義高君） 総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） ここにつきましてはですね、休暇村を設置する前からの山林等であります。長いものにつきましては、もう50年近く経っているもの、それからまだ若い部分についてはですね、12、3年というのもございます。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 1番 立山です。

今、金額の約2,000万円出ましたけれども、この2,000万円は何か後の行く先が決まっておりますか。何かするから2,000万円で売却されたんですか、それとも高いから売却されたんですか。

○議長（三森義高君） 総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） これにつきましては、環境省の方が財産管理をする上で、今現在、休暇村敷地内に県有地、町有地等がございます。それを一括管理するために、環境省の方がその分についてを全部統一した取り扱いをしたいということの申し入れがっておりますので、高いからとか、安いからとかというような内容での売却ではございません。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第8 議案第5号 負担付寄附受納について

○議長（三森義高君） 日程第8、議案第5号、負担付寄附受納についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） 議案第5号でご提案申しあげました負担付寄附受納についてご説明いたします。

先の臨時議会におきまして、概略はご説明いたしておりますが、熊本県において推進されております企業、法人等との共同の森づくりにおいて、高森町大字下切字元城214番地の一部町有地に、環境保全の一環として、企業と高森町が共同で広葉樹を植栽するものであります。

去る2月3日、熊本県庁におきまして、県立ち会いのもと、相手企業と協定を締結したところであります。このことによりまして、事業内容も確定し、同日付けで負担付寄附の申し出を受けております。

寄附の申入者は、東京都千代田区猿楽町2丁目8番8号、前田建設工業株式会社、代表取締役社長 小原好一様より、寄附金額300万円を受けたものであります。

寄附の条件は、前田の森たかもりの森づくり活動を、高森町と共同で実施することとなっております。

以上、ご説明申しあげました。ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 大変結構なことだと思います。しかしながら、これは議員さんにもご案内がありました。植付け等においては、協力ということですね。ここに書いてある共同というようなことですが、これから先の管理ですね、下刈りとかそういうやつはどういうふうな計画ですか。

○議長（三森義高君） 総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） この後に補正の中でもご説明するようにしておりますが、今後、5年間につきまして、森林組合に協力をお願いしまして、管理の方を務めてまいりたいと考えております。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第9 議案第6号 河原総合センター条例等の一部改正について

- 議長（三森義高君） 日程第9、議案第6号、河原総合センター条例等の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。産業観光課長 後藤正三君。

- 産業観光課長（後藤正三君） 第6号で提案しました条例の一部改正について説明いたします。

本議案は、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を得る必要があるために提案するものです。

今回の改正は、施設利用者の利便性を図るため、水曜日の休館日をなくし、さらには使用料金については、前納後、使用取り消しや使用時間の変更があり、料金返納や追加料金が発生し、事務が繁雑となっているため、河原総合センター、野尻総合センター及び高森総合センターの各条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表をご覧ください。まず、河原総合センターについてご説明申し上げますが、条例本文第3条第1項中、「次に掲げるとおりとする。」を「12月29日から翌年1月3日までとする。」に改め、1号及び2号を削除します。

第8条2項中は、「何々は前納とする。ただし、町長が特別の事情があると認めるときはこの限りでない。」を「何々の納入時については規則で定める。」に改めます。なお、野尻総合センター及び高森総合センターについても、同条同項で全く同じでありますので、説明については省略をさせていただきます。

以上、申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

- 議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第10 議案第7号 高森自然学校条例等の一部改正について

○議長（三森義高君） 日程第10、議案第7号、高森自然学校条例等の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長 佐伯実範君。

○教育委員会事務局長（佐伯実範君） 議案第7号の高森自然学校条例等の一部改正について提案の説明を申し上げます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思います。高森自然学校条例の一部改正について、第3条の休館日の改正につきましては、以前、学校が水曜日に放課後の活動に使用していたため、休館日といたしておりましたけれども、現在は学校もありませんで、開放しておりますので、休館日の水曜日を削り、12月29日から1月3日までの年末年始だけの休館日に改めるものでございます。

次に、第8条の使用料でございますが、「使用料は前納とする。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときはこの限りではない。」を削りまして、「使用料の納入については規則で定める。」に改めるものでございます。規則では、納入は教育委員会が指定する日までに行わなければならないと定められております。この改正の理由といたしましては、前納していただいた後に、使用時間の変更等が多く見受けられまして、使用料の返金とか追加料が発生をいたしまして、事務が繁雑となっておりますので、改善するために改正するものでございます。

次に、河原生涯学習センター条例、それから次の色見生涯学習センター条例、それから次の上色見生涯学習センター条例、草部南部生涯学習センター条例、草部生涯学習センター条例についても同様でございます。

次に、色見総合センター条例については、「使用料の前納」を削りまして、「使用料納入は規則で定める。」に改めるものでございます。

次に、上色見総合センター条例、草部総合センター条例についても同様でございます。

次に、高森町町民グラウンド条例についても同様に、年末年始の休館日及び使用料納入の改正でございます。

次に、尾下体育館条例についても同様でございます。

それから、次に高森町民体育館条例については、休館日及び使用料納入の改正

のほかに、別表備考の下に、「町民体育館備品のテニスラケットを使用する場合は、1回当たり1本100円を加算して得た額とする。」を加えるものでございます。これは現在、備品のテニスラケットが15本ほど体育館にございまして、これを使用させてほしいとの要望がありますので、使用料の追加をするものであります。

次に、高森町草部グラウンド条例については、同様に年末年始の休館日及び使用料納入の改正でございます。

次に、高森町立小中学校施設等の開放に関する条例については、同様に使用料納入の改正ほか、別表の区分欄に「卓球場」を加え、使用料の欄に「200円」を加えるものでございます。これは高森中学校体育館の2階で、卓球場として使用しておりますけれども、使用料金の規定がないために使用料を追加するものでございます。

以上が、高森自然学校条例ほか、13施設の条例の一部改正の提案理由でございます。どうかご審議いただきまして、ご決定いただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第11 議案第8号 平成22年度高森町一般会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第11、議案第8号、平成22年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第8号でご提案いたしました平成22年度高森町一般会計補正予算案についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、平成22年度最終補正でありますので、歳入全般にわたります。収入の確保を図り、歳出においては不明瞭な額を極力抑えるため、科目全般

にわたりまして補正を行うものとし、財政状況から今後なお一層厳しい状況が予想されるために、その財源としてその基金の積み立てを計上をいたしております。

今回の補正予算は、総額1億2,904万2,000円の増額となります。これを現計予算と合算いたしますと、歳入歳出それぞれ41億8,503万3,000円となります。

6ページをお開きいただきたいと思います。繰越明許費につきましては、町道根子岳観光光線、新たに県補助金が追加されたことに伴い繰り越すものでございます。

7ページをお開きいただきたいと思います。第3表の債務負担行為補正につきましては、議案第5号で説明いたしましたけれども、1月開催の臨時議会において、町有林管理費の中に企業と協働の森づくり管理委託料として予算計上いたしておりましたが、事業の継続性をもたせるために、債務負担行為の方が適切であると思われるので、今回委託料を減額して追加するものでございます。また、昨年5月の口蹄疫発生に伴います専決1号の家畜疾病緊急対策資金利子補給については、資金利用者及び金額が確定したことに伴いまして、債務負担行為の変更でございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。第4表の地方債補正の変更は、各事業の実績に伴います限度額の補正でございます。

以下、歳入予算の主なものについて申し上げます。11ページをお開きいただきたいと思います。1款の町税につきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税の現段階での収入見込み額を計上いたしております。固定資産税につきましては、町内企業の営業不振等によりまして、2,000万円の減額となっております。今後さらに徴収事務に努めてまいりたいと思います。

10款の地方交付税につきましては、普通交付税を1億77万2,000円の増額補正となっております。

12ページをお開きいただきたいと思います。12款の2項の負担金につきましては、各目、各節ごとにそれぞれの事業の決定通知を受けて調整を行ったものでございます。

12ページから13ページの13款の使用料及び手数料につきましては、各事業の確定見込みにより、それぞれ調整を行ったものでございます。

同じく、13ページ、14款国庫支出金、1項の国庫負担金の各節の事業から、お開きいただきまして14ページまでにかけての2項の国庫補助金の各目、各節の事業につきましては、各事業の確定見込みにより、それぞれ調整を行ってございます。また、10目の地域活性化交付金につきましては、住民生活に光をそそぐ交付

金が前回と同額が追加されたことに伴うものでございます。

15ページをお開きいただきたいと思います。14款の国庫支出金、15款の県支出金、各目、各節の事業につきましては、各事業の確定見込みにより、それぞれ調整を行ってございます。なお、15ページの2目総務費県補助金、5節の道路整備交付金は、町道根子岳観光線に2,250万円が新たに追加されたことに伴うものでございます。

16ページから17ページにおいては、各事業の確定見込みにより、それぞれ調整を行ったものでございます。

18ページをお開きいただきたいと思います。16款財産収入、2目の財産売払収入、1目の不動産売払収入につきましては、休暇村南阿蘇の町有地8万8,993平米を環境省に売却するものでございます。

20ページをお開きいただきたいと思います。21款の町債につきましては、各事業の確定により調整を行ったものでございます。なお、今後とも各事業の確定額によりまして、最終調整が必要なこととなりますことから、その補正予算につきましては専決にてお願いをすることとなりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、21ページから歳出予算の主なものについてご説明を申し上げます。

21ページから各事業の必要な経費の最終見込みにより、歳出予算全般にわたりまして、主に減額補正を行ってございます。

22ページをお開きいただきたいと思います。2款の総務費、5目財産管理費、17節公有財産購入費、22節補償・補てん及び賠償金につきましては、今回、環境省に町所有の土地・立木を売却しましたが、一部が個人所有の土地も含め、一括して譲りわたすために、町が買収をする経費を計上いたしております。

23ページをお開きいただきたいと思います。6目の町有林管理費につきましては、債務負担行為補正で申し上げましたが、企業と協働の森づくり管理委託料として計上しておりますが、債務負担行為の方が適切であると思われるために減額をするものでございます。

11目の企画費につきましては、草部・野尻地区のADSL事業が完成したことに伴う減額等でございます。

26ページをお開きいただきたいと思います。3款の民生費、2目の障害福祉費、20節の扶助費につきましては、施設入所者の増加等に伴うものでございます。

32ページをお開きいただきたいと思います。6款の商工費、1項商工費、7目のきめ細かな観光対策事業費につきましては、高森温泉館機器改修工事設計費が入札より減額となりましたので、工事請負費に組み替えるものでございます。

33ページをお開きいただきたいと思います。7款土木費、2目の道路新設改良費、15節工事請負費につきましては、町道根子岳観光線の増額と、町道井上2号線ほか2路線の減額によるものでございます。町道根子岳観光線は、4,500万円につきましては、繰り越すことになっております。このことにより、平成23年度中には橋梁工事等が完成し、前原の入り口まで完了することとなります。

35ページをお開きいただきたいと思います。9款の教育費、4目きめ細かな学校対策事業費につきましては、交付金の増加に伴うものでございます。

最後になりますが、41ページをお開きいただきたいと思います。11款公債費は、1目元金につきましては、本年度は繰上償還となる起債がなかったことにより減額でございます。

12款の諸支出金、1目の財政調整基金費につきましては、本町のこれからの財政基盤の強化を図るために、財政調整基金の積み立てを行うための予算を計上いたしました。今回、1億8,686万5,000円を積み立てをいたします。これにより、平成23年度の3月補正後の財政調整基金の現在高は7億3,063万円となる見込みでございます。

最後になりますが、今後も予算の執行にあたりましては、万全を期し、限られた予算で最大の効果を上げられるよう、なお一層の事務事業の効率化を図りながら、健全な財政運営に心がけてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、今回提案しております補正予算につきましては、その概要をご説明を申し上げますが、ご審議をいただき、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、各常任委員

会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第 12 議案第 9 号 平成 22 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第 12、議案第 9 号、平成 22 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 後藤秀希君。

○住民福祉課長（後藤秀希君） 議案第 9 号、平成 22 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に 4,521 万 3,000 円を追加し、総額を 11 億 2,646 万円といたしました。

7 ページからの歳入の概要です。

第 1 款国民健康保険税は、今後の歳入見込みにより 53 万 4,000 円増額、第 4 款国庫支出金、第 1 項国庫負担金は 1,811 万 9,000 円増額、第 2 項国庫補助金は 4,049 万 6,000 円減額、第 7 款県支出金、第 2 項県補助金は 1,750 万円増額、第 8 款共同事業交付金は 3,237 万 5,000 円減額、第 10 款繰入金、一般会計からの繰入金を 749 万 1,000 円減額、基金繰入金は財政調整基金からの繰入額 8,770 万円を計上いたしました。

11 ページからの歳出です。

第 2 款保険給付費は、今後の各種療養費支払い見込みにより増額または減額補正をいたしました。

第 4 款老人保健拠出金は 249 万 8,000 円の減額、第 6 款共同事業拠出金 715 万 9,000 円増額、第 7 款保健事業費は平成 22 年度の特定健康審査が終了したため、119 万 6,000 円減額しました。

第 10 款諸支出金の退職被保険者等償還金は、21 年度の交付金の精算額を計上いたしました。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議案第10号 平成22年度高森町老人保健特別会計補正予算について

- 議長（三森義高君） 日程第13、議案第10号、平成22年度高森町老人保健特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 後藤秀希君。

- 住民福祉課長（後藤秀希君） 議案第10号、平成22年度高森町老人保健特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算から76万7,000円を減額し、総額を68万2,000円といたします。

老人保健制度は、平成19年度に廃止され、平成22年度までが清算の期間になっており、そのための予算補正を行いました。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

- 議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第14 議案第11号 平成22年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

- 議長（三森義高君） 日程第14、議案第11号、平成22年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 後藤秀希君。

○住民福祉課長（後藤秀希君） 議案第11号、平成22年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算から1,317万6,000円を減額し、その総額を8,350万9,000円とするものです。

6、7ページの歳入の概要を説明いたします。

第1款後期高齢者医療保険料は、今後の歳入見込みにより785万4,000円減額、第3款繰入金は保険基盤安定のための一般会計からの繰入金を399万7,000円減額、第5款諸収入、第4項受託事業収入は、健康審査事業の確定により132万5,000円減額いたしました。

8ページからの歳出です。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合への納付金1,185万1,000円減額、第3款保健事業費は健康審査事業の確定により124万7,000円減額いたしました。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第15 議案第12号 平成22年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第15、議案第12号、平成22年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 後藤秀希君。

○住民福祉課長（後藤秀希君） 議案第12号、平成22年度高森町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定予算に2,025万6,000円を追加し、総額を8億7,541万8,000円とするものです。

5ページの第2表繰越明許費は、介護基盤緊急整備特別対策事業で進められております社会福祉法人岳寿会の特別養護老人ホームの開設が6月にずれ込むため繰り越すものです。

6ページの第3表地方債補正は、財政安定化基金からの借り入れをしないため、限度額を0円に変更いたします。

9ページからの歳入の概要です。

第3款国庫支出金、第1項第1目介護給付費負担金は、今後の給付見込みにより455万4,000円増額、第2項第1目は財政の調整を行う調整交付金を181万6,000円増額、第4款支払基金交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの第2号被保険者保険料分518万9,000円減額、第5款第1項の介護保険給付金は今後の見込みにより225万円増額、第3項3目の介護基盤緊急整備特別対策事業補助金は、単価の改定により1,825万円増額いたしました。

13ページからの歳出です。第1款総務費、第1項総務管理費は、歳入で説明いたしました単価改定によるもので、TTC有限会社及び社会福祉法人岳寿会に対する補助増額分1,825万円です。

第2款保険給付費、第5款地域支援事業費は、今後の歳出見込みにより増額または減額をいたしております。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第16 議案第13号 平成22年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算につ

いて

○議長（三森義高君） 日程第16、議案第13号、平成22年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 議案第13号で提案いたしました平成22年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算の総額から353万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億446万2,000円とするものであります。

4ページをお願いします。

第4表地方債の変更は、事業費の確定による限度額を減額変更するものであります。

歳入についてご説明申し上げます。7ページをお願いいたします。

歳入については、第1款使用料及び手数料の水道使用料を299万円と、水道手数料3万円を減額、第2款国庫支出金は大切畑地区飲料水確保事業費減による58万7,000円の減額、第4款財産収入は基金運用の利子確定により50万1,000円を増額、第6款諸収入は水道申込み加入金65万1,000円を増額、雑入の弁償金1万円を減額、受託事業収入は町道整備に伴う水道本管布設替工事の入札残27万2,000円を減額いたしました。

第7款地方債は、施設事業費の大切畑飲料水確保事業費減による80万円の減額です。

次に、歳出についてご説明申し上げます。9ページをお願いいたします。

歳出については、一般管理費の人件費の不用額を減額、需用費については印刷製本費を1万円減額し、修繕費を50万円増額、役務費については財務会計手数料等の執行残50万円を減額、委託料は水道固定資産調査委託料の入札残10万円を減額、積立金につきましてはエスコ事業費の積立金55万5,000円を減額、予備費については238万2,000円を減額補正いたしました。

以上、提案説明をいたしましたので、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第17 議案第14号 平成22年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算
について

- 議長（三森義高君） 日程第17、議案第14号、平成22年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 瀬井公吉郎君。

- 建設課長（瀬井公吉郎君） 議案第14号で提案いたしました平成22年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算の総額に28万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,417万9,000円とするものであります。

歳出についてご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。

第1款財産収入は、基金利子の確定により28万1,000円を増額補正いたしました。

歳出についてご説明申し上げます。7ページをお願いします。

第1款農業用水費の11節需用費は光熱水費の電気料を100万円と、修繕費50万円を減額、予備費につきましては178万1,000円を増額補正いたしました。

以上、提案説明をいたしましたので、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、建設経済

常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

**日程第 18 議案第 15号 平成 22年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正
予算について**

○議長（三森義高君） 日程第 18、議案第 15号、平成 22年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） 議案第 15号でご提案申しあげました平成 22年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第 1号）についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の予算に歳入歳出それぞれ 3,000円を追加し、総額を 8万 6,000円とするものであります。

6ページをお開きください。

歳入につきましては、自治体基金の預金利子 3,000円を増額するものであります。

また、7ページ、歳出におきましては、預金利子 3,000円を自治体基金に積み立てるものであります。

以上、ご説明申しあげましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申しあげまして説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 15号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。しばらく休憩します。13時から再開します。

-----○-----

休憩 午前 11時50分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（三森義高君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第19 議案第16号 平成23年度高森町一般会計予算について

○議長（三森義高君） 日程第19、議案第16号、平成23年度高森町一般会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第16号でご提案いたしました平成23年度高森町一般会計予算の概要についてご説明を申し上げます。

予算の編成の基本的な考え方並びに予算編成方針については、事前に予算書と併せて、予算概要書をお配りしておりますので省略をさせていただきます。その中でもお示しをいたしましたように、平成23年度当初予算は、町長・町議会の統一選挙が行われる改選期にあたるために、義務的経費や施設の維持管理費等を中心とした骨格予算といたしました。

今回提案しております予算総額は34億8,700万円であります。

2ページから3ページ並びに4ページについてご覧いただきたいと思っております。

歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

町税4億7,808万3,000円、地方交付税19億3,000万円、国庫支出金2億1,245万円、県支出金2億6,669万円、町債2億1,510万円などです。

8ページをお開きいただきたいと思っております。

第2表の債務負担行為につきましては、管内小学校パソコンリース料など、債務負担行為の期間と限度額について、それぞれ設定をさせていただきます。

9ページをお開きいただきたいと思っております。

臨時財政対策債は、地方財政計画等から試算により査定をいたしております。その他、事業費債といたしましては、今年度当初予算が骨格予算であることから、昨年から継続的事业等の財源として最小限度の計上をいたしました。

以下、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

12ページをお開きいただきたいと思っております。

町税の全般につきましては、前年度の実績見込み等を踏まえての積算となっておりますが、産業全般における長引く経済不況など影響を考慮すると、大きな増収は見込めない状況にあるものの、可能な限りの予算を計上いたしました。なお、これからも納税者の理解と信頼のもとに徴収率の向上に努め、自主財源の確保に努めてまいります。

15ページをお開きいただきたいと思います。

10款の地方交付税でございますが、昨年度、国勢調査が行われ、人口が減少したことから、普通交付税の積算基準において、不透明な部分が多くございますが、国・県等の資料をもとに交付額の見込みを計上いたしております。なお、普通交付税につきましては、今後において額の決定が行われますことから、補正予算に反映させてまいります。

29ページをお開きいただきたいと思います。

16款の財産収入、1目不動産売却収入においては、町有林今村団地の複層林が間伐時期であり、売却するものでございます。

30ページをお開きいただきたいと思います。

繰入金につきましては、多様な財政需要に対応するために、財政調整基金の繰り入れを計上いたしております。また、介護保険特別会計から前年度の精算額を見込んでおります。

臨時財政対策債は、地方財政計画等から試算により、前年度決定額から26.3%減で計上いたしております。その他、事業費債といたしまして、今年度当初予算が骨格予算であることから、昨年から継続的事业等の財源として最小限度の計上としており、また本年度より過疎対策事業債のソフト分の活用をいたしております。

以下、歳出予算の主なものについてご説明を申し上げます。

歳出予算につきましては、先ほど申しましたように、骨格予算を編成いたしましたことから、義務的経費や施設の維持管理費等を中心とした必要経費を計上いたしております。

34ページをお開きいただきたいと思います。

1款の議会費におきましては、議会活動に伴います経常的な経費や、各特別委員会等の活動経費並びに地方議会議員年金制度の廃止に伴います給付費負担金を計上いたしております。

35ページから51ページにおきましては、総務費につきまして人件費の義務的経費、庁舎、各施設等の維持管理費が主なものであります。

52ページをお開きいただきたいと思います。

4項の選挙費では、4月10日に執行されます県議会議員選挙、4月24日に行われます町長・町議会議員選挙などの経費を計上いたしております。

57ページをお開きいただきたいと思います。

2款の総務費、1目地籍調査費では、大字矢津田地区の一部4.24km²の調査費を計上いたしました。なお、本年度より外注の3班体制で現地捜査を行うこととしております。本年度事業終了時点で進捗率は全体の75.1%となります。

次に、民生費について申し上げます。

58ページをお開きいただきたいと思います。

3款の民生費、2目障害福祉費については、自立支援費制度関係経費や身体障害者の日常生活支援等の経費を計上し、障害者の方々の福祉のより一層の向上を図ります。

61ページをお開きいただきたいと思います。

3款の民生費、4目老人福祉費、19節負担金補助及び交付金では、本年10月開催の『ねんりんピック2011（ふれ愛）熊本』に伴う予算を計上いたしました。

また、20節扶助費は、老人福祉施設入所者施設費等を計上いたしました。

62ページから63ページにおいては、介護保険特別会計の繰出金や、平成20年度から新しく施行されました後期高齢者医療制度のためのその事務を行う連合会への負担金等を計上いたしました。

65ページをお開きいただきたいと思います。

3款の民生費、1目児童総務費、20節の扶助費につきましては、少子対策費として新しく出産祝い金を創設いたしました。後で条例の制定について等の議案がありますので、何卒よろしくお願いを申し上げます。

70ページの衛生費ですが、住民健診及び各種健診の一元化した複合健診の推進により、受診率のより一層の向上を図り、健診結果から生活習慣病対象者に対して、早期に介入のための検査や健康教室を実施し、その予防や進行を防止するための経費等を計上しております。予防費は各種予防接種ワクチン関連経費を計上し、幼児から高齢者までの幅広い対象者で、感染を予防し、特に子宮頸がんワクチンについては町内の中学3年生全員の女生徒に接種する予算を計上してございます。

し尿処理及び生活排水については、基本計画によります合併処理浄化槽の普及に努め、本年度も44基の整備を推進いたします。

76ページをお開きいただきたいと思います。

4 款の衛生費、5 目母子保健費、2 0 節扶助費の子ども医療費補助金については、これまで小学校入学時までの医療費の助成を行ってまいりましたが、今回、中学3 年までの医療費の助成費用の予算を計上いたしております。後ほど条例の制定等の議案もありますので、何卒よろしくお願いを申し上げます。

これから子育て支援施策は、現在一番必要なことであり、4 月からのスムーズな運用を行うため、今回計上いたしました。

次に、農林水産業費であります。農業振興費につきましては、引き続き補助事業で行います中山間地域等直接支払い事業を推進し、農地の保全を強化します。

林業費では、森林整備地域活動支援交付金制度等を活用し、森林の保全に努め、間伐補助にも全力で努めてまいります。また、有害獣の農作物被害や、人間に対する危害防止のため、より一層効果的な駆除ができるよう関連経費を計上いたしました。

次に、8 3 ページから商工費につきましては、高森自然公園、湧水館等の既存の観光施設の維持管理経費や各種のイベントの経費を計上いたしました。

次に、8 8 ページから土木費であります。道路関係経費につきましては、今年度が骨格予算でありますことから、必要最小限度の維持管理経費のみ計上しております。また、住宅費につきましても、既存の町営住宅の維持管理経費を計上しております。町営住宅につきましては、今後とも高齢化社会に対応する住環境の整備、居住水準の向上に努めてまいります。

9 2 ページからは消防費につきまして、機能別消防団活動の充実を図り、災害に強い安全な町づくりを目指すための予算を計上いたしました。

次に、9 5 ページから教育費について申し上げます。教育総務費につきましては、教育上特別の支援を必要とする児童に対して、特別支援教育支援員の配置を行うとともに、4 0 人学級担任の補助講師及び教育指導員の配置、及び複式学級解消のための町費教員追加配置等に必要な予算を計上いたしました。また、登下校用スクールバス委託料につきましては、児童生徒に対する心の教室相談員を配置して、今後を見据え、就学前に対してもカウンセリング等を実施する予定で計上いたしました。

9 8 ページから町内の小学校、中学校の管理のための経費を計上いたしております。

1 0 7 ページからの社会教育費につきましては、町民が心豊かに暮らすために、お互いの人権を尊重し合い、差別のない人権共存社会を目指すため、人権教育を推進する経費や、体育館やコミュニティーセンター等の社会教育施設の維持管理経費

を計上いたしております。

次に、112ページをお開きいただきたいと思います。2目の学校給食費につきましては、本年度まで現行体制を継続することから、その経費を計上いたしております。

115ページの災害復旧費では、災害発生初期段階の経費を計上いたしました。

最後に、公債費でございますが、前年度と比較いたしますと、4.6%の減となります。公債費は、昨年度、広域農道に係ります起債償還が終了し、ピークを超えました。今後とも財政状況を踏まえながら、財政の健全運営に努めてまいります。

以上が、平成23年度骨格予算の概要でございます。今後も事務事業費のさらなる節減等に努め、効率的な持続可能な住民にわかりやすい財政運営を目指す所存でございます。

平成23年度当初予算案の概要についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、何卒ご賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、説明といたします。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 6番 後藤です。

たばこ税の税収が、大体4,056万円、歳入の方で上げてございますが、この庁舎を見てもみますと、屋外に出てですね、喫煙されているようでございますが、できましたらですね、喫煙室を設けることはできないかどうかお尋ねをいたします。

○議長（三森義高君） 総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） 喫煙室につきましては、今現在ですね、庁舎と林業総合センターの間に、今、機械を1基設置しておりますが、なかなか現状としては利用できていない状況であります。今後ですね、健康面とかを含めまして、住民福祉課と設置場所あたりを検討していて、喫煙者の皆さんにもたばこを吸いやすいような状況というのは検討していかざるを得んと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 今、説明を受けました。なかなかですね、場所等において、利便性というか、そういう感じで使われていないんじゃないかと思いますが、来客がたくさんございますが、職員の方がやっぱり玄関先で吸ってるのはどうかという

ような感じをもっております。そういうことが時間的な都合もございましょうが、そういう喫煙所が設けてあるならですね、できるだけそこで吸われるような指導をしていただくとか、もうちょっと利便性が悪かったら、違うところへ移動するとか、そういうことを今後考えていただきたいと思います。町民の声もですね、やっぱり職員だけじゃなくて、来客の方も非常に寒いところで冬はですね、今年のような寒いときはなおさらですが、庁舎外に出て吸うということは、もうこれだけ協力しよるのにて言われることを聞きますので、今後の対応策をしっかりと考えていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） 私は、予算全般のことについて、ちょっと一般の方から気がかりなこの質問を受けましたので、反論はしておきましたので、今年の予算を全般に見てみますと、高森町もいよいよ国と同じ、コンクリートから人への行政に変わったかなと、大変民生費あたりが増えて、特別土木費がですね、これだけ減額して、本当に道路の維持はできるのかなと心配をしておるところでございます。いろいろ選挙が近まると、無駄遣いをしておるとじゃないか、要らんとところに銭を使いよりはせんかとか、いろいろ耳に入ってきます。いや、そういうことはないよというようなことを言っておりますけれども、今、総務課長にちょっとお尋ねしますけれども、今年のこの総予算で経常収支比率がどのくらいになっておるのか、そこにわかっておりましたら。

○議長（三森義高君） 総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） 今回ですね、お手元に配付しております予算につきましては、先ほど町長が申しあげましたように、骨格予算としての位置付けでおります。現在、事業関係、これは政策的経費というような捉え方でもっておりますが、今回その部分がですね、一応道路工事費とかというのを、また建設工事費というのを出しておりませんので、今現在組んでおるのがですね、うちの経常的計費というふうにご理解いただければ幸いと思っております。今申しあげましたとおり、投資的経費ですね、建設事業費等を今回は骨格予算ですので、その金額は外しております。ですから、正式、経常的経費率を出すとするならば、6月にですね、一応弾き出さんと、はっきりした数字を申しあげられませんが、そこについてはご理解いただきたいと思っております。

○議長（三森義高君） 5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） わかりました。今年のその特別な減額が多いのが土木費、それ

から私が一番心配するのはですね、やっぱり選挙が近まると、誰も高森町の基幹産業、農林業の振興ということを、私も最初からそういうことをうたってまいりました。農林業振興費が3,493万円ですかね、ここに出ておる額で。誠にやっぱり少ないとは思いますが。しかし、今、総務課長が言いましたように、これはやっぱりなかなかどこかを辛抱して、そしてもう経常的な経費は絶対要るものですから、その余りの金でいかに農林業振興するのかという、議員さんみんなで4年間もやってきたところでございますけど、なかなかそこへんに大々的なこの経費を持っていく予算組みができないのが地方自治体じゃないかというふうに私は思っております。それで、町長に私もこういった質問をするのが最後になるかと思えますけれども、町長にお願いをしたいと思えますが、他力に頼るということではありませんけれども、農林業振興予算のこれだけぐらいの予算で何ができると、到底今の現場の中で農林業振興を図るといふことには全く手が届かない、そういう町の財政の状況じゃないかというふうに思っています。それで、この他産業に頼ったというといけませんけれども、ある企業さんが50億円投入してやるというときに、私はこの予算からすると、100年分ぐらいの農業予算の価値があると。これは一番先に何とかして取り組まんと、とてもじゃないが高森町独自でいろいろ振興はできんと。そういう気持ちから一番先に手を挙げたわけですが、まだ中途というか、そういうところで、非常に私も心配をしております。そういうことで、こういうことがやっぱり町民にはっきりこう、財政運営の状況がはっきりわからんとですね、わからんままいろいろデマが飛ぶわけですよ。やっぱりここへんがお互いに議員もわかって、そしてもうこれだけみんな辛抱して、これだけの予算を組んで、農林業に充てる金はもう少なくともその1億も充てきたら最高だというふうに思っておりますけれども、今の状態じゃそれができない状態で、他力に頼ったということでございますけれども、私は利用せん、この理屈はないというふうに思っております。高森町の農業振興予算の100年分ぐらい、手をかけんでやってもらうわけですから、何が何でも成功するような方向に持って行ってほしいなど、そういうふうに思いますので、町長の決意のほどを伺いたいと思えますが、よろしくお願いをいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、5番議員さんのご質問にお答えいたします。

もちろん、いろんな今まで、ここ1年半近く、そういうお話で、皆さん方と一緒に頑張って、また特別委員会等もつくっていただきまして、協力をいただいております。

ます。それを今言いましたように、今、特別委員会さんともお話したものは、大分前向きには進んでおりますし、ある程度、エリアを決めながら進んでおるところでございます。ただ、ここと指定するのがなかなか今できない状況というのが現状でございます。私は、当初から1年半前も申しましたように、これだけは必ず政治生命をかけてやりますということでございます。それは必ず守りたいと、そのような気持ちでおりますし、またその途中で選挙に入るわけでございますから、なかなかこれは当選せんことにはですね、私が何と言いましてもどうしようもないということでございますが、私も12月の定例議会で皆様方に立候補を表明したように、できる限りというよりも、必ずやるという気持ちのもとに今回も立候補したつもりでございますので、5番議員さんの期待を裏切らないように必ずやりたいと、そのように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） 2番 森田です。

91ページの住宅についてちょっとお伺いいたします。私もですね、今、町長が申されましたように、選挙がもう今年改選がありますが、ちょっとお願いというかですね、これはそれこそ町営住宅に入っておられる方からちょっと聞いた話でございますが、町としては緊急の場合、手動型の何かボタンを押して知らせるとが、各個人、一人の世帯に付いとるとというような話でございますが、緊急ベルかな、付いとるという話でございますが、中にはですね、町長もご存じのように、個人の住宅において、鍵を付けてですね、中で亡くなっておられたと、誰も見もせん、対応もできんだったと、地域の住民、それから警察さんが来られて等ですね、身内を呼んで開けられたというような話を聞いております。そこでですね、住民からの話でございますが、各町営住宅なり、1軒の入っておられる個人の方々の中にですね、これは提案でございますが、黄色いですね、旗か何かをですね、そして1本ずつ提供されて、朝起きる度にその旗を掲示してもらおう、それから就寝前にはその旗を下ろしてもらおうと、そういうふうな方法をとってもらえないかというような話がありまして、ああそれはいい案ですねと、私も話の中で伺ったわけでございますが、そういう点については、町長、どういうふうにご考えておられるかをちょっと。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 大変素晴らしいご提案かなと、そのように思っております。

住宅といえども、ただ町営住宅だけの問題じゃございませんで、一人住まいの住

宅、結構、高森町にも老人を含めると二千数名の60歳以上の方がございます。私も本当に緊急の配置はしてございますけれども、ちょうど裸になり風呂に入るときだったとかですね、何しろ緊急事態がいつも、普通の状態で起きれば一番いいわけですが、なかなかそこらへんの個人差がございますものですから、そのボタンを押す押さんは別にいたしましても、やはり2番議員さんがおっしゃいましたようにですね、それはもう何も問題があるわけじゃございませんで、一番早くしてやるべきことかなと、そのように思います。これはもちろん地域におられます民生委員さん、いろんな駐在員の方、また民生委員さんとか、いろんな各地域に行っていておられますので、その方ともですね、その団体というよりも、その委員会とも話し合っただけで早急に対応したいと、そのように思います。お願いをしておきます。

○議長（三森義高君） 8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） 8番 相馬です。

歳入の部についてお尋ねしますけれども、非常に不景気が深刻になっておりまして、滞納繰越分が年々増えてくるというか、そういう時代、どこの町村でも非常に苦慮をされとるわけがございますけれども、固定資産税、町税、あるいは全般的にいいますと、水道料、国民健康保険税とか、非常に滞納繰越が大きくなっていきつつあるわけがございますけれども、税の不公平をなくすためには、徴収に力を注がなければならぬようなわけがございます。職員の方々は大変苦勞されて徴収をされておるとも思いますけれども、各課それぞれやるのではなくして、庁舎を上げてそういう体制をつくっていくのがベストではなからうかと思っております。そういう体制をとられておられるのか、そういった関係で何らかの対策を練っておられるのか、これは総務課長で結構ですのでお願いをいたします。

○議長（三森義高君） 総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） 確かにご指摘された内容にはですね、本当に町としまして唯一の自主財源でございます。これについては、今現在、税務課を中心として検討を行っているところであります。やっぱり滞納額を1円でも減らしたいという意向ですね、今進めておりますので、今後、内容がまとまればですね、議会の皆様の方にも、こういうふうな取り組みでやっていきということでご提示できるかと思っております。今現在、まだ結論は出ておりませんが、検討をしておりますので、それでご理解いただきたいと思います。

○議長（三森義高君） 8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） 今後の検討課題ということですが、県あたりになりますと非常に厳しく、差し押さえ等も含めて厳しくやっておられますけれども、悪質な部分についてはですね、厳しくやってもらわにやいかんわけでございますけれども、行政はですね、住民の側に立つということも大事でございますので、厳しいだけを取り立てではございませんので、温かい行政のあり方でやりながら、滞納を減らしていくということですね。悪質な部分については、水道料は、これは水道は一般会計とは違いますけれども、止めることも含めてやっておられる町村もあります。そういうことも含めて滞納を減らしていくというのが、やっぱりこれだけ厳しくなりますと、歳入面につきましてもですね、非常に影響を与えますので、一日も早くですね、全庁を上げての徴収体制をつくられることを望みます。終わります。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、各常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第20 議案第17号 平成23年度高森町国民健康保険特別会計予算について

○議長（三森義高君） 日程第20、議案第17号、平成23年度高森町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 後藤秀希君。

○住民福祉課長（後藤秀希君） 議案第17号、平成23年度高森町国民健康保険特別会計予算について説明申し上げます。

健康保険は、制度の見直しが予定されておりますが、現行制度で編成いたしました。予算の総額を10億2,338万4,000円とし、前年度当初予算と比較すると5,546万9,000円の減額となっております。

8ページからの歳入について概要を説明いたします。

第1款国民健康保険税は、一般被保険者、退職被保険者合わせて2億285万1,000円計上しておりますが、現在、税の申告期間中であり、住民税の額が確定後

に保険税の本算定を行います。

税のほか、第4款国庫支出金、第5款療養給付費等交付金、第6款前期高齢者交付金、第7款県支出金、第8款共同事業交付金、第10款繰入金は、歳出予算の保険給付費、後期高齢者支援金、介護給付金、共同事業拠出金等に対応するものです。繰越金は約2,000万円を見込んでおります。

次に、14ページからの歳出予算を説明申し上げます。

第1款総務費は、保険事務国保連合会の負担金、国保運営協議会等の経費を計上いたしました。

第2款保険給付費、第1項療養諸費は、診療報酬、柔道整復師及び補装具等の経費5億5,262万2,000円、第2項高額療養費は7,105万円、第4項出産育児諸費は15名分の出産育児一時金と事務手数料631万円、第3款後期高齢者支援金等は後期高齢者医療制度への支出1億2,760万6,000円、第5款介護納付金は介護保険制度への支出6,090万8,000円、第6款共同事業拠出金は1億7,436万7,000円計上しました。

第7款保健事業費、第1項で特定健康審査等事業費を814万8,000円計上いたしました。

第11款予備費で歳入歳出の調整をいたしました。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第21 議案第18号 平成23年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（三森義高君） 日程第21、議案第18号、平成23年度高森町後期高齢者医

療特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 後藤秀希君。

○住民福祉課長（後藤秀希君） 議案第18号、平成23年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について説明申し上げます。

予算総額は、前年度当初予算と比較すると339万4,000円減の9,132万6,000円で編成しました。

6、7ページの歳入です。

第1款後期高齢者医療保険料は、特別徴収、普通徴収を合わせて5,537万8,000円、第3款繰入金は一般会計からの事務繰入金157万6,000円、県と町からの保険基盤安定繰入金3,088万3,000円を計上いたしました。

第5款諸収入、第4項受託事業収入は健康審査業務の受託料343万9,000円を計上いたしました。

8ページからの歳出です。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、歳入の保険料現年度分と保険基盤安定繰入金の合計8,616万2,000円、第3款保健事業費は健康審査業務に関する経費368万3,000円を計上いたしました。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第22 議案第19号 平成23年度高森町介護保険特別会計予算について

○議長（三森義高君） 日程第22、議案第19号、平成23年度高森町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 後藤秀希君。

○住民福祉課長（後藤秀希君） 議案第19号、平成23年度高森町介護保険特別会計予算について説明申し上げます。

予算総額は6億6,651万7,000円で、対前年度当初予算比2,752万2,000円増で編成いたしました。

6ページの第2表地方債は、支払資金が不足する場合を考慮して設定いたしました。

9ページからの歳入を説明申し上げます。

第1款保険料は、65歳以上の方に負担していただく介護保険料9,890万4,000円、第3款国庫支出金、第1項は介護給付に充当する国の負担金1億1,126万9,000円、第2項は保険財政を調整するための交付金及び地域支援事業交付金3,893万8,000円、第4款支払基金交付金は社会保険診療報酬支払基金からの第2号被保険者保険料分2億18万3,000円、第5款県支出金、第1項は施設介護サービス費に充当する9,525万3,000円、第6款繰入金、第1項は一般会計からの繰入金9,233万7,000円、第7款繰越金は2,358万6,000円を見込んでおります。

次に、13ページからの歳出です。

第1項総務費は、介護保険事務、介護認定審査会等の経費を計上、第2款保険給付費は第1項で介護サービスに要する経費5億5,904万3,000円、第2項で介護予防サービスに要する経費3,361万2,000円、第4項で高額介護サービスの経費1,521万6,000円、第6項で特定入所者介護サービスの経費2,681万2,000円、第5款地域支援事業費は介護予防事業の経費1,292万7,000円、包括支援センター運営経費580万8,000円を計上いたしました。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、文教厚生

常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第 23 議案第 20号 平成 23 年度高森町簡易水道事業特別会計予算について

○議長（三森義高君） 日程第 23、議案第 20号、平成 23 年度高森町簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 議案第 20号で提案いたしました平成 23 年度高森町簡易水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成 23 年度予算の編成にあたっては、町長、町議の統一選挙が行われる改選期にあたるため、義務的経費や施設の維持管理の経費を中心とした骨格予算といたしました。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 4,356 万 8,000 円とするものです。

歳入についてご説明申し上げます。6 ページをお願いします。

第 1 款使用料及び手数料は 9,779 万円を計上しております。前年度より 43 万円の増額となっております。

滞納繰越分につきましては、滞納額の 22%の 176 万円を計上しております。

第 3 款繰入金は一般会計からの繰入金 3,310 万 8,000 円を計上、第 4 款財産収入については基金利子を計上、基金の借り換えを平成 23 年 1 月に新たに国債 2 億円を追加借り換えをしたため、4 億円を国債で運用する利子 761 万円を計上しております。

第 5 款繰越金は前年度繰越金 400 万円を計上、第 6 款諸収入は水道申込加入金 78 万 7,000 円と雑入 1 万 3,000 円を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。8 ページをお願いします。

第 1 款水道費の 1 節報酬のメーター検針費 348 万 3,000 円、人件費として 1,921 万円、7 節賃金、施設維持管理費として 85 万円、9 節旅費を 3 万円、11 節需用費 2,898 万 9,000 円を計上、主なものは高熱水費、電気料の 1,930 万 8,000 円、修繕費の 844 万円を計上、12 節役務費として 470 万 3,000 円、13 節委託料として施設管理委託料 739 万 7,000 円を計上、14 節使用料及び賃借料として 12 万 2,000 円、16 節原材料費 10 万円、18 節備品購入費、メーター購入費として 122 万 8,000 円、19 節負担金及び交付金 20 万 8,000 円、25 節積立金、エスコ事業の残価積立金 55 万 6,000 円、27 節公課費 1 万 9,000 円を計上、第 2 款公債費ではこれまでの起債事業

に関わる償還金の元金4,792万9,000円と、利子1,828万8,000円を計上しております。予備費については、1,045万5,000円を計上いたしました。

以上、提案説明をいたしました。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第24 議案第21号 平成23年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について

○議長（三森義高君） 日程第24、議案第21号、平成23年度高森町農業用水供給事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 議案第21号で提案いたしました平成23年度高森町農業用水供給事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算の総額を歳入歳出それぞれ4,452万3,000円とするものであります。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。6ページをお願いします。

第1款財産収入は基金利子を計上、A基金につきましては平成23年1月に新たに国債3億円を追加借り換えしたため5億円を国債で運用、また一般会計に1億円を貸し付けている利子と、B基金、C基金の利子1,017万1,000円を計上しています。また、一般会計に貸し付けている1億円については、平成23年度で貸付期限が終了します。

第2款繰入金は基金繰入金の1,145万3,000円と一般会計に貸し付けているA基金の元金2,039万9,000円を計上しています。

第3款繰越金として250万円を計上しております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。7ページをお願いします。

第1款農業用水費については、7節賃金は農業用水施設維持管理費に伴う人夫賃37万円、11節需用費は2,089万5,000円を計上、そのうち電気料に1,160万円、農業用水モーターポンプ等の修繕費として928万7,000円、12節役務費についてはテレメーター代電話料88万8,000円、13節委託料は電気保安業務委託費35万円、14節使用料及び賃借料として26万8,000円、25節積立金はA基金元金、一般会計運用分の2,040万円を計上しています。予備費については、135万1,000円を計上しております。

以上、提案説明いたしました。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第25 議案第22号 平成23年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算 について

○議長（三森義高君） 日程第25、議案第22号、平成23年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） 議案第22号でご提案申し上げました平成23年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算についてご説明いたします。

当初予算規模は、歳入歳出それぞれ49万3,000円でございます。

内容についてご説明申し上げます。6ページをお開きください。

歳入については、自治体基金及び住民基金の運用収入49万3,000円を計上いたしております。

また、7ページの歳出におきましては、この基金運用収入をそれぞれの基金の積

立てることといたしております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第26 議案第23号 高森町出産祝金支給条例の制定について

○議長（三森義高君） 日程第26、議案第23号、高森町出産祝金支給条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 後藤秀希君。

○住民福祉課長（後藤秀希君） 議案第23号、高森町出産祝金支給条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

次の時代を担う子どもの健全な育成と児童福祉の向上を図るとともに、少子化対策の一環として出産祝い金を支給したいと提案させていただきました。

条例第2条で、対象となるのは出生の日以降、初めて高森町の住民基本台帳に記載または外国人登録原票に登録される申請時とします。

第3条で、支給対象者を定めておりますが、出産の日において、町税、保険税、保育料、使用料の滞納または未納がないことを条件にしております。

第4条で、祝い金の額を第1子5万円、第2子10万円、第3子以降20万円と決めました。

以上、説明申し上げますが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） 大変結構な提案だというふうに思っておりますけれども、でき

れば近隣の町村、やっておるところの比較がありましたら参考にしたいと思いますので。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 後藤秀希君。

○住民福祉課長（後藤秀希君） 阿蘇郡内及び近隣市町村の状況を調べてみました。補助制度がありますのは、産山村、1人につき10万円です。南阿蘇村、第1子・第2子が5万円、第3子以降が10万円です。阿蘇郡ではほかのところはございません。隣の山都町が1人につき3万円ということになっております。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第27 議案第24号 高森町子ども医療費助成に関する条例の制定について

○議長（三森義高君） 日程第27、議案第24号、高森町子ども医療費助成に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 後藤秀希君。

○住民福祉課長（後藤秀希君） 議案第24号、高森町子ども医療費助成に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、医療費の助成を就学前までとしておりますが、対象を中学3年生まで拡充し、疾病の早期治療を促し、健康保持、健全育成及び子育て支援を図ることを目的に提案させていただきました。

この医療費助成につきましては、平成21年第2回定例町議会の一般質問で2番議員さんから、助成対象を小学校6年生までに拡大してはどうかのご提言をいただきました。その後、財政状況を見ながら検討を重ね、今回の提案にいたったものです。

対象は、高森町の住民基本台帳に記載されているか、外国人登録法の規定により登録されている15歳に達した年度の3月31日までの間にある子どもとします。

このほか、助成の範囲を医療機関で支払った一部負担金の額であること、助成の

申請方法等は現行と変更はありません。

附則で、平成23年4月1日以後の診療に係る医療費からの適用であること、高森町乳幼児医療費助成に関する条例の廃止を規定しております。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） 2番 森田です。

ただ今、乳幼児医療の助成、確かに私が21年の6月の定例会でさせていただきました。こんなに早く提案が出てくるとは思っていませんでしたが、この提案の中でですね、私は確かあのか、小学校6年生までというような提案でしたが、中学校までされるということでございますので、大変嬉しく思っております。予算的にもですね、1,224万円と付けておられますが、これについて私も何もどういうことではございませんが、あのか私も質問しましたように、年齢が上がっていくほど医療費もだんだん少なくなるというようなことを先生に聞いておまして、早急に取り組んでもらえたということは、本当に嬉しい限りでございます。こういうのはですね、町としてどんどん今後取り組んでもらいたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。とともに、ありがとうございましたということを、ここで発言させていただきます。

○議長（三森義高君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思ひます。ご異議ありせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第28 議案第25号 高森町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 日程第28、議案第25号、高森町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 後藤秀希君。

○住民福祉課長（後藤秀希君） 議案第25号、高森町国民健康保険条例の一部改正について、提案理由を説明申し上げます。

出産育児一時金は、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの時限的措置として39万円を支給する措置を附則で定めておりますが、健康保険法施行令の一部改正により、平成23年4月1日から恒久化されることに伴い、今回条例の一部改正をお願いするものです。

これによりまして、産科医療補償制度に加入する分娩機関での出生には3万円が加算され、42万円が支給されることとなります。

以上、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第29 議案第26号 高森町観光交流センターの指定管理者の指定について

○議長（三森義高君） 日程第29、議案第26号、高森町観光交流センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 議案第26号で提案しました高森町観光交流センターの指定管理者の指定についてご説明いたします。

本議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得る必要があるため提案するものです。

まず、指定管理者に管理を行わせようとする対象施設の名称は、高森町観光交流センターです。

次に、指定管理者となる団体等の名称は、高森町観光協会会長 堀健祐氏です。

また、指定の期間としましては、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間となっています。

なお、指定管理者の選定につきましては、2月25日に選定審査会を開催し、応募されていた2件について総合的に判断した結果、高森町観光協会が指定管理候補者として適切であるとの意見を尊重し、今回提案したものであります。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第30 議案第27号 高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定について

○議長（三森義高君） 日程第30、議案第27号、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 議案第27号で提案しました高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定について説明いたします。

本議案は、議案第26号と同様に、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得る必要があるため提案するものです。

まず、指定管理者に管理を行わせようとする対象の施設の名称は、高森町奥阿蘇特産品加工場です。

次に、指定管理者となる団体等の名称は、有限会社ブルスト阿蘇、取締役 中村敏治氏です。

また、指定の期間としましては、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間となっています。

なお、指定管理者の選定につきましては、高森町奥阿蘇特産品加工場条例に基づき、町において総合的に判断した結果、指定管理候補者として適切であるとの意見に達しましたので、今回提案したものであります。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第31 休会の件について

○議長（三森義高君） 日程第31、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。

3月9日から3月14日までは休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、3月9日から3月14日までは休会とすることに決定しました。

なお、各委員会が開かれますので、よろしく願いいたします。

-----○-----

○議長（三森義高君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後2時15分

3月15日(火)

(第2日)

平成23年第1回高森町議会定例会（第2号）

平成23年3月15日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 一般質問について

議席	氏名	事項	要旨
2番	森田 勝	南阿蘇鉄道の運行について	①DMVの導入はどうか。 ②新幹線開通に伴う町の観光客誘致の考えは。
4番	甲斐 直三	地上デジタル放送について	地上デジタル放送化に伴う難視地域の整備状況は。
		行政防災無線について	防災無線は地域の重要な広報手段として定着しているが、おくやみ等の配信はできないのか。

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 立山 広滋 君

3番 田上 更生 君

5番 甲斐 廣國 君

7番 甲斐 正一 君

9番 三森 義高 君

2番 森田 勝 君

4番 甲斐 直三 君

6番 後藤 和昭 君

8番 相馬 俊行 君

10番 後藤 英範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（18名）

町長	藤本正一君	副町長	宇藤信幸君
教育長	渡邊哲郎君	総務課長	色見隆夫君
住民福祉課長	後藤秀希君	税務課長	村上源喜君
産業観光課長	後藤正三君	産業観光課審議員	甲斐敏文君
建設課長	瀬井公吉郎君	会計課長	甲斐末久君
教育委員会事務局長	佐伯実範君	総務課長補佐	杉田則秋君
住民福祉課長補佐	廣木富八君	住民福祉課長補佐	岩下公治君
産業観光課長補佐	古庄良一君	建設課長補佐	色見継治君
高森東保育園園長代理	熊谷優子君	色見保育園園長代理	瀬井類子君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会議務局長	古澤建生君	議会議務局庶務係長	後藤一寛君
--------	-------	-----------	-------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（三森義高君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

税務課長補佐 橋本和則君からは、税務申告業務のため欠席届がっておりますので報告します。

次に、建設課長 瀬井公吉郎君から、3月8日の1番 立山広滋君の質疑に対する報告の申し出がっておりますので許可します。建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） おはようございます。

1番 立山議員からのご質問がありました町道認定路線の年度別路線数とその総延長についてご報告させていただきます。道路台帳から調べた結果について報告します。また、昭和55年から57年度に町道路線の見直しがなされております。

それでは、年度別に報告いたします。昭和36年3月、1路線、延長2,476m、昭和50年7月、75路線、6万7,411m、昭和56年3月、39路線、7万1,439m、昭和57年3月、37路線、4万6,077m、昭和58年3月、2路線、3,247m、昭和46年3月、1路線、86m、昭和61年3月、1路線、1,526m、昭和63年6月、1路線、2,427m、平成元年3月、1路線、366m、平成3年6月、1路線、2,408.6m、平成5年9月、3路線、1万3,628m、平成8年3月、12路線、3万559m、平成9年12月、1路線、244.7m、平成10年3月、1路線、2,131.8m、平成12年12月、1路線、116.5m、平成13年12月、6路線、2,641.4m、平成14年3月、1路線、522m、平成17年3月、3路線、810.7m、平成18年3月、1路線、2,322m、平成19年3月、4路線、8,995m、平成20年3月、1路線、137.6m、平成21年6月、2路線、570.8m、平成21年12月、2路線、860.5m、平成22年12月、2路線、871.2m、以上となっております。

また、3月8日、ご質問の中で回答いたしました路線数と総延長の数値に相違がありましたので、訂正させていただきます。

平成22年12月現在、町道認定路線199路線、町道の総延長261.67kmです。

よろしく願いいたします。

○議長（三森義高君） お諮りします。

お手元に配付してあります日程にしたがって議事を進めたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（三森義高君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） おはようございます。2番 森田でございます。

東日本大震災、11日に発生しまして、連日連夜、テレビ報道されています。本当に津波の恐ろしさに恐怖さえ感じる次第でございます。被災地の一刻も早くの復興と、亡くなられた方のご冥福を祈る次第でございます。不明者もたくさんおられます。一日も早く見つかるよう願っているわけでございます。

災害は忘れた頃にやってくるといわれています。本町においても、常日頃、大切な体制を整えておく必要があると本当に思う次第でございます。連絡網の整備などの必要、それから町当局としての今後のあり方、それから町長さんをはじめ、議員、職員の役割及び連絡網の徹底も、今後必要じゃないかと思った次第でございます。

また、町当局として被災地への義援金などの検討もお願いする次第でございます。

それから、ご存じのように、連日連夜、厳しいテレビの報道になっておりますので、一刻も早く義援金なり、町民等の義援金の方も町長に対してお願いしておきたいと思っております。

それでは、質問に入っていきたいと思っております。

南阿蘇鉄道の運行についてということでございます。確か21年の3月にDMVの研修にあって、北海道まで町長さん、それから議員はじめ、全員で研修に行ってきたわけでございますが、このDMV問題、ちょっと何月議会かははっきり覚えていませんが、宇藤副町長の方から話がありましたが、その後、どのような動きになっているか、町長に対して答弁のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） まずもって、森田議員さん、一般質問にお答えを申し上げる前に、今回、テレビ報道等でご存じのように、私たち日本の国民が経験したことのない未曾有の災害、東日本大震災といろんな呼び方がございますけれども、亡くな

られた方、また1万人を超えるともいわれておりますし、安否がわからない不明者の方も数万人に及ぶと、さらには原子力発電所の事故と、また被災者の皆さんのことを思うと心が痛むばかりでございます。亡くなられた方々のご冥福をお祈りを申し上げますとともに、お一人でも多くの方々が救助されますことを心から祈っております。

そのような中、博多～新八代間の130キロの工事も完成をし、県民の念願でございました九州新幹線鹿児島ルートが3月12日から全面開業となりましたが、新幹線全面開業イベントの方も中止にされ、阿蘇管内でもゆるっと博、オープニングイベントも中止、また本町でも計画をいたしておりました新酒とふるさとの味まつり、ラストイベントのことでございますが、ご存じのように、中止をいたしたところでもございます。

そういう中で、月曜日に職員全員集まりまして、いろんなお話をした結果、義援金はもちろんのこと、今回、私どもの災害用に準備しております、町民のために準備しております毛布、いろんなものにつきましては、何といたしますか、あるしこ送れと、あるしこ町に用意してあるそこですね、全部急いで、早急に送れと。また、いつもこの世界でも有数の日本が未だに食べ物が足らなかったとか、今朝も新聞で言うておりましたが、灯油が足りない、ガソリンが足りない、そういうときが本当に今時あるものだろうか、私たちも想像外でございました。いかに今、森田議員がおっしゃいましたように、災害は忘れた頃にやってくるということが全く当てはまることじゃなかろうかなと、そういう思いで職員とも一緒に、今朝、義援金等につきましては、準備をいたし、各箇所配置をいたしたところでございます。私どもに準備されたものにつきましては再度申し上げますが、もう送ったということでございます。

それで、DMVについてのご質問でございますから、質問の方にお答えをさせていただきます。DMVにつきましては、南阿蘇鉄道沿線の南阿蘇村と高森町、熊本県が主体となりまして、国の公共機関の活性化、また地域の発展のために補助金等の採択を受けまして、平成20年3月に走向実証実験を実施をいたしました。実証実験の結果は、JR北海道から車両をはじめ、技術者の協力をもとに実施をいたしたところでもございます。また、JR北海道及び国土交通省は、現在、DMVの本格的な実用化に向けて、新車両の開発、運行のシステムの開発、または火災や積雪等によります対策、また継続して技術面や安全運行に対する対策に取り組まれていると聞いております。実用化にはもうしばらく時間がかかるようにお聞きをいた

しております。DMVに対するJR北海道の開発状況及び実証実験に対するものにつきましては、ソフト面、またハード面の許認可がまだ最終的なコストなどをクリアをしておらないということで、今後それぞれに対する情報の収集も重要なこと、そしてまたご存じのように、鉄道と車というのはまた違いまして、そのあたりの法的整備がまだ完全に終わっていないと、そのようにお聞きをいたしておるところでもございます。法整備等も十分整備されましたら、必ずや実行していただくものと、そのように思っておるところでございます。

また、南阿蘇鉄道の観光資源でございます第一白川鉄橋の強風時の問題、また戸下トンネルの火災時の安全性に対する対策の重要な問題等もまだ提起されております。走行実験の結果につきましては、熊本県DMV導入実証実験協議会で検討してまいりましたけれども、現在はもう一つランクを上げまして、高森町、南阿蘇村、山都町、西原村、大津町、熊本県、交通事業者と構成した南阿蘇地域DMV導入促進期成会というものを21年2月に設立をいたしまして、導入に向け、その課題の検討を今協議をいたしているところでございます。早い機会にできるものから、順次、国にもお願いをし、今後一層早く実現できるよう、国に強く要望の活動を行ってまいりたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） 自席から質疑いたします。

今、町長の方から、導入期成会を立ち上げ、また国の方にもいろいろ取り組んでいるというようなことでございます。このDMV問題についてですね、私たちも議員なり、町長さんも試乗したわけですが、乗り心地はですね、私は大変良かったんじゃないかと思っております。しかしですね、町長もご存じのように、この下の線路関係ですね、これがちょっと取り入れても、私は実際乗ったときに揺れが大変激しくて、これはもう横風なんかきたときに、大変な問題になるんじゃないかと思っております。取り上げるにしてもですね、やっぱりこれは人間の危険がないような機種でなくてはですね、本当に皆さんも安心して乗れるような機械でなくては、本当に私も思っているわけでございます。DMVをもし運行されたとき、南阿蘇鉄道、それからあの周辺の周辺にですね、今後どういうふうな開発をされるのか、それから観光客がですね、先ほど町長の方から話されましたように、新幹線も開通しまして、夏場にかけて本当に観光客が増えてくるんじゃないかと思っております。その中において周辺の開発なり、それから湧水トンネル公園において、今後どのような対応をとっていかれるのかを質問いたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 確かにJR北海道のエリアは広いところで、鉄道から下りて、道路も整備等がまだまだ不十分なところということで、北海道で開発されたのが事実でございます。そういう面を含めると、私どもに第1番目に来ましたのも、南阿蘇一つの観光を目的としたことと、それともう一つは、高齢者の方が多いございますから、乗り降り、乗車関係の方も利用できるということでございます。そういう中で、先ほど申しましたように、白川第一鉄橋はご存じのように、100年前に出来たということで、大変今トロッコ列車も止まって、白川、黒川と、合流したところを見せませけれども、大変恐い道でございます。本当の整備等は今の状況では、もしも強風があったりしたときがどうするものかと、そしてまたすぐ北向山の戸下トンネル等につきましても、大変距離が長いございますから、そういうものはどうするものかということが心配されています。そういう対策を練っているということでございます。南阿蘇村につきましては、今回も駅をもう一つ増設するというので、国の方からの補助をいただきまして、出来るようになっております。そういうものを含めると、必ずこの南阿蘇と南阿蘇一帯、南阿蘇村、高森一帯、西原、山都町につきましても、必ず大きな観光のインパクトになると、そのように思っております。利便性、乗り換えをしないでいいと、そのまま歩いて阿蘇まで上って、また下ってくると、いろんな利便性もあります代わりに、先ほど申しましたように、鉄道の免許と車の免許というのが法的にはっきり区別をされてございます。そういう面を法的なものをクリアをすれば、必ずうまくいくというふうにお聞きをいたしております。そのためには、やはり私が許可を出すわけじゃございませけれども、もう少し県に対して、国に対しても、もう少し柔軟なことをもう少し臨機応変というのはちょっと言葉が悪うございますけれども、臨機応変に対応していただくのも一つのやり方ではなかろうかなと思っております。今、このことにつきましては、JR北海道さんの方も一生懸命努力をされておりますので、必ずやできるものと確信をいたしております。

○議長（三森義高君） 2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） 今すぐにDMVに取り組むということでは、町長のご意見の方からでは、そういうふうに関心を持ったわけでございます。これはですね、県も国も、また町としても、一生懸命にならなくては、これは絶対できないような感じを受けております。私もDMVの質問をしておりますが、あそこの駅、先ほどちょっと町長から話がありませんが、駅の周辺がですね、町長もご存じのように、新酒ま

つり、昨年、一昨年ぐらいまで、あそこで行われていたわけでございます。例えば、今、トロッコ列車の話がありましたが、観光客が来られてもですね、あそこの駅の周りをうろうろされるというようなことで、何も町としての観光のしるしもないし、町に案内もない。地図はですね、案内地図があそこにあります、そういう中においてですね、先ほどから言いますように、新幹線で観光客がいみった場合、町としての対応が本当に今後活かされていくのか、観光客が来て、先ほど言いましたように、うろうろで終わると、この町は何かと、そういうような体制をとらなくては、観光客がせっかく来ても町の案内もない、しるしもない、そういう駅の周辺をですね、町長、これはどういうふうな開発をされていくのかをまたお願いします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、駅の周辺、高森駅の周辺のことかと思えますけれども、もともと新酒まつりも、あの駅で降りたところで、もう新酒まつりはやってございました。そうすると、わざわざ遠くからお出でになった方は、駅で降りて、そのままお酒を飲んで、そのままお帰りになったと。とうとう町の真ん中に一歩も入らんで終わったということでした。そういうことを含めまして、上の交流センターまで約300メートル近くあるかなと思いますが、交流センターまで歩いていただいて、少しでも町の中を、今までの状況から見ますと、約4,000人から5,000人ぐらいの方ぐらいかと思えますけれども、一歩でも町の中に踏み込んでいただくと。そしてまた、一緒に利用させていただきます、個人会社名はいいかわかりませんが、新酒まつりを兼ねた、そしてまた湧水館を兼ねた道路網整備、また歩いて町を散策をしていただくということで、そういう考えでございます。駅の周辺には、あそこに町から払い下げました藤棚があるところが、あそこの舞台もございまして、それが一番大きなポイントでございまして、駅の周辺で、駅だけでやれば、どうしても町の中の活性化にならないということで、交流館というのが、今の交流館が町の中心街に出来たと、またそのような計画であったかなど、そのように思っております。新幹線の、今から大きくクローズアップされております新幹線開通に伴いまして、天草、この阿蘇というのをさせていただきますけれども、私どももここ1カ月ほど前も大津の町長さん、またJRの支社長さん等ともお会いをいたしまして、何とか今の立野駅で接続をしてほしいと、それとトロッコ列車を大津まで乗り入れてほしいということ、それと電化をしてほしいと。今、一の宮まで電化でございませぬものですから、どうしても阿蘇の駅まで電化をしてほしいというのを、もうここ何十年というぐらいのお願いをしましておられます。

れども、なかなか民間になりますJRさんになりますと、なかなか予算面、いろんなことが厳しいものがございます。せっかくこの前もお願いをいたしましたのは、昔でいいます立野にはスイッチバックというのがございます。そういうものを一つ観光の目玉として、そしてそこにトロッコ列車を導入し、大津駅まで乗り入れるようなことをしてくださいということをご希望いただいているところでございます。これは私、高森町だけのお願いではございませんで、この南阿蘇鉄道の関係者一堂揃って、年に2回は福岡のJRの方にもお願いをし、この前は直接、熊本の支社長にもお願いをし、そういうことを話したところでもあります。なかなかJRさんの方も費用対効果というのがございまして、誰でももちろんそうですが、そのへんの計算がされたかなと、そのように思っております。数十億かかって、電化していいものなのか、またそのスイッチバック等の復旧、それをなくしていいものなのかと、そういうものを大変心配をなされておられました。当然、そういうことになれば、私たちの町にもある程度の財政負担といえますか、負担が随分来るんじゃないかなと思っておりますが、そういうものを含めると、今度の新幹線の全面開通に向けてできたことは、今後大きく、この私どもの立野駅と大津に対しての考え方もかなり変わってくるものと、そのように期待をいたしております。ただ、高森町の駅だけじゃなくですね、全体的な鉄道というのはつながっておりますから、全体的な観光客の呼び込みもしていかにゃかと、そのように思っております。

○議長（三森義高君） 2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） 新酒まつり、それから駅の周辺には藤棚もあるという話でございまして。トロッコ列車も大津まで努力されているようにも、今の話を伺ったわけでございます。それも一つのアイデアではございますが、町の中を散策するような考えの中で、トロッコ列車、それから普通の列車で降りられた後、町の中をですね、今ボランティアもおられて、町の観光案内人の方もおられますが、そういう方を使った動きなど、それからバスを使ってですね、町長もご存じのように、阿蘇山、それから根子岳、こういうような観光を今後取り入れられていくような、もう考えはないのかをまたお尋ねします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 確かにご指摘のとおり、せっかくの観光の名所、せっかくの昔からありますこの自然豊かな町をいかに売り込むか、いかに来ていただくかというのは、もうご存じのように、いろんな方策はしてございます。宮崎から申しますならば、この高森町を通りまして、空港に寄り、熊本駅に寄り、交通センターまで

1,000円ぽっきりとか、また今は南阿蘇村ではゆるっとバスというのがございまして、毎日のように回っております。また、私どもの方も休暇村から発信をし、阿蘇山まで上ってくるですね、そういうのをしてございますが、なかなかこのお客さんの利用というのが目に見えて増えていないと、時代が変わったかなと。ただ、バスに乗って眺めるだけじゃなく、今は何かしら静かなパワースポットみたいな雰囲気のところを好んでお出でになるふうなところが見えます。私も、昨日は日曜日の日に、その羅漢山と、上の高森の殿杉に行ってきましたけれども、福祉、ろうあ者といいますのは、障害者の方々が30名ほど団体で来てございまして、一緒に写真撮りましょうということでお話をしました。中には大きな杉に抱きついて、いろんな、どういう気持ちで抱きつきなはるか、よくわかりませんが、一つそれがパワーだろうと、きっとそういう力強さを、大きな杉からもらってお帰りになるとばいなあと、そのような気持ちで見たところではございますけれども、まあいろんな施策としては、打つ手というのがないわけではございませんけれども、やはりそれについて観光客が、湧水館にしてもそうですけれども、どうしてもお客の流れが変わり、お金がなるべくかからないような、そういう観光客の方が多うございます。私もいつも注意されますが、湧水館におきましても、300円は高すぎるとじゃないとか、100円にすればいいじゃないとか、それはいっぱいお話がございまして、やはり維持管理をすること、そしてまた安全面をすること。安全というのはもう議員がおっしゃいますように、安全ぐらいお金がかかることはございせん。安心・安全というのはお金がかかります。ただ安心・安全と口先だけで済むものではありませんものですから、どうしてもそういう湧水館につきましても、駐車場の安全から、次の側溝の安全から、そういうものについてもどうしても経費がいらいます。そういう面も含めて300円というような、今森田議員の話とちょっと違いますけれども、そういうことをよく言われます。まあそれも含めてですね、本当の意味での観光というのは、もうご存じのように、もう町から見ましたら、もう見えた部分が全部観光ですので、全部が根子岳、この五岳、そのらくだ山、外輪山、見たところが全部観光、見たところはもう観光でわざわざ行かなくても、これだけ十分見えるなら、もうこれ以上何になるかと、これほど自然豊かなところはありせんとおっしゃいますものですから、なかなか、今度ゆるっとバス、また阿蘇のカルデラツーリズムとか、いろんな博覧会をしてございます。今回もジオパークということで、今回はうまく認定になりませんでしたけれども、このジオパークを過ぎれば、世界遺産にということで、今、阿蘇郡を上げて頑張っているところで

ございます。お客を呼ぶというのは、どのようなことが一番いいか、本当になかなか難しい部分がございます。またお客さまのニーズに合った、またニーズに沿った観光のやり方もきつとしていかなければならない時期にきているかなど、そのように思っております。いかにこの大自然をもっと利用すべきであるというのは十分理解をいたしておりますし、また今後そういう面につきましても、いろんな各議員さん方のお知恵も拝借しながら、そしてまたうちの職員もおりますものですから、そういうものを是非、ニーズに合った観光、そしてまたインパクトのある観光地にもっていききたいと、そのように思っております。今後努力してまいらにやいかんと、そのように思っております。よろしく願いいたします。

○議長（三森義高君） 2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） 休暇村から町の方にはゆるっとバスも回っているというようなことでございます。私が22年の9月の定例会でも少し話しましたが、観光客を待っているのではなくてですね、観光客を町から誘致するような取り組みを私は町長に対してしてもらいたいと思っているわけでございます。DMVが今、話が先ほどからあっていますように、これは何年かかるかわかりませんが、その中においてですね、やはりそういう町から観光客を誘致するような考えをもっていくなればですね、私は今のように、観光客がどうも来ませんじゃなくしてですね、こっちからも打って出るというような形をとってもらうような、町の方としても展開がほしいわけでございます。私が9月定例会で町長にも話しましたように、前、新酒まつりがあった場所ですね、定年の方を、器用な方も中にはおられます。そういう方をですね、ボランティアというのはちょっと失礼にあたりますが、そういうような誘致をしてですね、こういう企画をもっていると、何か手の器用な人がおるなら、観光客が来るので、町のために頑張ってもらえないかというようなことですね。今後、考えてもらって、私はできる限り、観光客を誘致するような考えをもってまいりたいと思います。

それからですね、これもまた私の一つの提案で出したと思いますが、先ほどから何遍も言っていますように、駅に降り立っても観光客が入ってくるような道しるべもなかわけですね。あそこで駅の周りでうろうろされて、どっちへ行っていいかわからないというような現状ではないかと思っております。その中において、私もこの前も9月定例会で話しましたように、ここ高森町は田楽が有名でございます。そういう企画を町長の方で何か考えておられるのか、そういう方面もちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 先ほど申しましたように、この自然というのはもう当然のことながら、またこの食文化、各地域にも太鼓保存会とか、また神楽とか、いろんなものが各地域にございます。私が知っとる範囲内では、高森町だけでも13団体のいろんな団体のございまして、そのときにいつもイベントがあるときに、各地域の人にご無理を言って、いろんな催しをしていただいております。それも含めまして、私どももこの観光につきましてはですね、地域の観光協会とも一緒になりながら進めておりますし、また観光協会の中にも観光案内の方々をつくり、今16名の方々がおられます。また、いろんな話し方とか、そういう絵本をした、前町長も一緒に協力していただいておりますが、絵本の国というよりも、絵本の話、昔話をいろんな地域的にしていただいたりとか、そういうことはしてございます。また、この食の方の文化につきましては、なかなか田楽屋さんの方々も各店のいろんな特色のある店も結構多くございまして、思い思いでその田楽を食べに来なはるという部分もございます。1カ所、こちらからどこに行ってくださいというわけにはいきませんものですから、できる限りですね、うちの昔からあります田楽の食文化につきましても、また今いろんな各店にございます赤牛を使った料理を必ず、赤牛を入れて、何品かを入れて、また阿蘇特産の品物を入れて、必ず出すようにと、そういう食につきましても、各店の方々も一生懸命努力をされていると、そのように思っております。ここというわけにはまいりませんものですから、難しいものがございますけれども、今後、商工部、また商店街、また飲食店組合と、いろいろございますから、よく話し合って今後進めてまいろうと、そのように思います。

○議長（三森義高君） 2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） 案内人の方、それから田楽もいろいろな味があるので難しいというような話でございます。私はですね、本格的に田楽をやれじゃなくしてですね、そういうミニチュア田楽ですね、これを町長、考えてもらって、人間はですね、これは降りたって臭いが、どこも一緒と思いますが、臭いに誘われて入ってくる人がほとんどおります。私たちもそういう場所場所に行つてですね、そういう臭いをかいで、あぁいい臭いがするぞというようなこと入つていくわけでございますが、大々的にやれではなくしてですね、そういった観光のまちづくりも私は大事じゃないかと思っております。やはり先ほど言いましたように、観光客を待っているではなくしてですね、こっちから攻めるようなまちづくりをしていかんと、今も言いま

したように、観光客ば待っていても、これはさっき町長も言われたように、列車に乗ってもあんまり来らさんと、いみらんと、そういうようなことじゃなくしてですね、こっちから攻めるような形をとってもらいたいと私は思うわけでございます。その中においてですね、私も今年の秋からですね、少し案内がありまして、これは今日初めてちょっと話をするわけでございますが、ここの野の山に生えているススキをですね、使った観光客の案内を一つ考えておりまして、秋から、無事に出来ましたらですね、駅の方面から少しずつ、そのススキの方を並べて、何メートル間隔になるわかりませんが、そういうような取り組みを今年から私もやってみようと思っております。そういう取り組みを町長も方にも、私は願っているわけでございまして、あそこの芝生、本当に何も今現在使われておりません。あそこの中をですね、もう少し整備されて、今私が言いましたような、観光客が来られて、あそこでくつろげるような、それからあそこの中で話をして、また先ほど言われましたように、観光案内人が16人おられるということでございますので、そういう案内人の方々で話をされて、町の中にも入って案内のできるような、そういう体制を私はしてもらいたいと思うような質問をしているわけでございまして、観光客をどんなに、先ほどから何遍も言いますように、待っていても、本当に自分たちから誘致しなくては、今、来るような時代ではございません。観光客、観光客と何遍も私が言いますが、本当に町長が真摯に考えておられるなら、そういう観光客も来られると私は思っております。いつも私たちも、町長も先ほど言われたように、阿蘇、それから根子岳、本当に素晴らしい観光施設をもっているわけでございます。これは自然に出来た観光地でありまして、こういう自然を本当に活かしていくのが、私は観光じゃないかと思っております。私もこの観光の方面について、いろいろ質問をしますが、本当に町長が取り組む気持ちがあるならば、私は観光客も自ずと町の方に入ってくるんじゃないかと思っております。そういう方面においてですね、町長も自分でこういうことを考えておるといようなことがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 本当に広いわけでございまして、ただ見るだけが観光でもございませんで、それは一番いいのは根子岳までロープウェイでも張って上るごとならば、まだ気持ちがよかろうばってんですね、なかなかそれには財政が伴ったりとか、いろんなことがございますが、本当に今は高森町だけの問題じゃなく、阿蘇全体が観光と、そういうものを含めて阿蘇デザインセンターとか、いろんなものが

ざいます。そういう中で、町の一つのエリア、高森のエリア、また南阿蘇のエリア、産山のエリアと、いろんなエリアがございまして、その中で100キロマラソンとか、いろんなものを予定を組んでおるとが今の現実でございます。なかなか町単独で観光をすとかせんとかを重点的においておるわけじゃございせんけれども、できる範囲内はですね、一人でも多く、それも滞在型で来ていただくとまだ有難いと、それはもう思つとることございます。明日これしますから、明日これで観光が当たりますというのはですね、なかなか私もまだ今のところは考えておりません。今後ですね、これだけの観光名所でございますから、いかに精一杯この観光で、お金を落とすという言葉は別にいたしましても、観光で生きていく町、それももちろん一番大事なことでございますから、当然そのようなことに売っていくのは、もう現実になっていくと、そのように思っております。この観光をですね、なかなか難しい部分がございます。観光となればですね、もちろんそこを利用することにおいては、個人の土地もいりますし、いろんな所有権もあります。権利もあります。いろんなものをクリアせんことにはですね、ただ造る造るではですね、少し私もちよつと言いが無責任かもしれませんが、気持ちがあつても、それに対しては当然地域の地権者の方、また地域の方、また環境の問題、いろんな問題をクリアしてやっつていかなければなりません。ほんな話が、湧水館でもですね、早くあそこで鉄道でもですね、南阿蘇鉄道でも止まってですね、駅が出来れば、まだ私はうまくいくんじゃないかなと。わざわざ高森駅まで上つてこんでですね、あと500m歩かんで、あそこで駅をちよつと造つてですね、そう簡単にできると思いませんけれども、駅でも湧水館駅を造れば、まだうまくいくと。それは一生懸命思つてはおりますが、なかなかこれにも諸問題がございまして、鉄道の勾配の問題、いろんな列車の問題とか、いろんな諸問題を抱えております。今回、南阿蘇村さんはですね、水源が一番近いところに駅を造るというふうに決定をされ、それは間違いなく、国の方からも補助とか、そういう対策になっております。私も思いますならば、湧水館駅を造りたいという気持ちは十分ございます。いろんな意味も含めてですね、今後、2番議員さんのお知恵をお借りしながら頑張りますので、是非一つよろしくお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） 今、町長の方から、湧水トンネルの公園の方に駅も、ミニ駅を造りたいと、私も大賛成でございます。観光客を誘致するなら、そういうぐらいはまって、私はもうやってもらった方が、観光客もどンドン進んで来るんじゃない

かと思っています。この問題はですね、DMVから私も始まりましたが、簡単な問題じゃないと思っています。本当に私も試乗しましたが、このDMVが安心か安全かということについてですね、本当に私たち議員も考えていかななくてはならないと思っています。町が寂れていくのがですね、もう日に日に見えているわけでございます。本当に町長、それから行政、議員、一体となってですね、今後本当に町が生き生きしてきよるぞと言われるようなまちづくりを今後、私たち議員も、それから行政の方と一緒に手を取り合っていますね、また取り組んでいかななくてはならないと思っています。今年の4月の改選において、どういう結果が出るかわかりませんが、もしも上がったら、また町長とこういう議論をできますことを私は念願しまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（三森義高君） 2番 森田勝君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。しばらく休憩します。11時から再開します。

-----○-----

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（三森義高君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） おはようございます。4番 甲斐でございます。

森田議員と私、確か9月議会で2人で質問された後に、今日も2人のようでございます。町長さんはじめ、執行部の方々も、町長さんはもちろん4月の改選時期に入り、また3期目の挑戦をされるということを表明されております。また、執行部の方におきましても、何名か勇退されるということで、大変今日の質問は送りになったようなことでしたが、町長さんにおかれましては、どうしても今度の選挙には勝ち取っていただきまして、また登壇していただきますよう、そうでないと、私たちの一般質問も無意味のような形になるかと思っておりますので、よろしくお祈りを申し上げます。

早速、質問をさせていただきます。森田議員も冒頭でお話ございましたように、先日、11日金曜日、午後2時40分に東北関東巨大地震と大津波が発生をいたし

ました。この件につきましては、行政防災無線についての危機管理の関連をします
ので、後ほど町長さんの方にはご見解をお伺いしますので、よろしくお願いをいた
します。

まず、私が通告申し上げておりました地デジ放送についてお尋ねをしたいと思っ
ております。現在、アナログ放送であります。デジタル完全移行まで、残すところ
5カ月を切りました。以前に質問もいたしておりますが、難視聴の地域も進んでお
るようでございます。ですが、この状況をお聞かせいただければと思っております。
どうかよろしくお願いいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 4番議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

地上デジタル放送化に伴います難視地域の整備の状況につきましてですが、地上
デジタル放送の難視地域対策につきましては、熊本県テレビ受信者支援センターと
いうところがございます。一般的にデジサポ熊本ということになって、そこが主体
となって熊本県全体に対応されているようにお聞きをいたしております。本町とい
たしましても、大変山東部や阿蘇山付近に難視地域が多く点在をいたしてありま
して、町といたしましても、町民の方々に周知を図るとともに、相談の取り次ぎを行
うなど、多く対応いたしております。まだまだ完全なものではないと、そのように
思っておりますけれども、順次、この地上デジタル放送に切り替え前に、できると
ころから完全なものにしていきたいと、そのように思っております。詳しい内容に
つきましては、担当の方からお答えいたしますので、よろしくお願いを申し上げま
す。

○議長（三森義高君） 総務課長補佐 杉田則秋君。

○総務課長補佐（杉田則秋君） 4番議員さんのご質問の、地上デジタル放送難視地
域の解消状況についてお答えします。地上デジタル放送につきましては、4番議員
さん、先ほどおっしゃられたとおり、本年7月24日をもってアナログ放送が終わ
りまして、デジタル放送になります。このデジタル放送の電波はですね、特に直進
性が強くて、今まで受信できましたところでも山陰やビル陰などの影響で受信でき
ないところが多数発生しています。この対策につきましては、先ほど町長からも申
上げられましたが、熊本県テレビ受信者支援センター、通称デジサポ熊本と申し
ます。で対応されていますが、対応方法としましてはですね、戸数の多く集まった
ところにつきましては共同受信施設整備で行われております。戸数の少ないところ
や、戸別の対応としましては高性能アンテナ対策で対応されています。町におきま

してもですね、住民の皆様にご広報あるいは回覧、並びにチラシの配布等で周知を図っておりますし、町民の方のご相談にはお受けして、デジサポの方に取り次いで、対策をしていただいております。さらに、多いところで共同受信施設組合を設立するにあたってはですね、町の方からもお手伝いをし、組合の設立を国の補助を受けるための申請手続き等を行っております。現在までの状況につきましては、今までありましたNHK共聴、その他共聴施設の組合につきましてはですね、すべてデジタル化の対応工事が完了しております。また、本町で新たに難視地域に指定されたところが、現時点でわかっている限りでは31地域、317世帯あります。デジサポの方で逐次調査されて、整備されていますが、何せ全国一斉のデジタル化の切り替えでございまして、事業が集中しております。完全にデジタル放送対応の工事が完了というのは不可能ということでございます。そこで、その救済措置としまして、衛星を利用しまして、デジタル放送を衛星電波で受信できるよう対策を立てておられます。衛星放送の受信設備を無償で貸与して、応急的に対応するというので、デジタル放送の受信可能な対策とするということで検討されておりますし、実施されております。この受信期間、衛星放送の受信期間はですね、暫定の5年間放送するというのでございます。その間に恒久対策を実施していくということでございます。衛星放送で対応する部分につきましてはですね、7月24日のデジタル放送開始までにはすべて完了したいというデジサポの報告でございます。本町におきましては、草部に社倉テレビ共同受信施設組合、さらには色見の別荘地の色見テレビ共同受信施設組合が町を通じて組合を設立し、国の補助の3分の2の補助を受けて、整備が完了しているところと、近々完了することになっております。これでまだすべてクリアされたとは思いませんが、今後、デジサポ熊本によりましてですね、本町においても臨時相談コーナーを6月15日から8月26日まで、ロビーの方に設けてですね、携帯電話を無償で置いて、デジサポの方に相談できる体制をとられます。なお、地デジの開始後25日から27日まで3日間は常設の相談所を4人体制で設けられまして、同じくロビーで相談を受けられるということでございます。私たち町としましても、今後とも町民の皆さんからのご相談があると思っておりますので、逐次取り次ぎをしまして、漏れのないように進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） 自席から失礼をいたします。

今、詳細に課長補佐の方から説明を受けました。これから、私がもう1点お尋ね

いたしますのは、今の地域の施設のことでございます。今、高齢者、独居世帯の低所得者の方々の世帯の古いテレビでもいいという方もいらっしゃいます。そのために、受信機、要するにチューナーでございますが、こういうことも兼ねまして、私もその点を回りましたけれども、今、課長補佐からも説明がありましたように、デジサポですか、この方からも説明があつておりますのは聞いておりますが、これは届け出でないと、なかなかデジサポの方はお出でになりません。説明の申し込みがこういう形でしてあるほかは行きませんというデジサポの方からもお聞きしております。そういう方たちのチューナーですね、これの補正でございます。ある自治体ではそういう低所得者の方々に補正を組まれて、このチューナーを取り付けてあるという自治体もあります。本町におきましては、そこまではよかろうということであつておると思いますが、この普及率ですね、これは恐らくそういう形でチューナーは低所得者の方に、それと何ですか、生活保護家庭ですか、これを私は聞く必要はありません。何人あるか聞きません。でも、この普及率というのは出てきていると思います。できますれば、その普及率がどのくらいあるかをお知らせいただきます。よろしゅうございますか。

○議長（三森義高君） 総務課長補佐 杉田則秋君。

○総務課長補佐（杉田則秋君） 低所得者向けのチューナーの助成という形でございます。当初ですね、おっしゃられたとおり、生活保護世帯並びにNHK受信料の免除世帯につきましてですね、町内把握してデジサポの方に報告してありまして、デジサポの方からチューナーの支援を行っております。すべてクリアという形には、これは福祉係の方を通じてやっておりますので、申請がですね、そちらに確認しましたところ、やはり長期不在、あるいはですね、3、4度訪問しても不在というところにはですね、まだ設置できていないというお答えでした。これも7月24日までは随時ですね、訪問を続けて、チューナーの提供をしたいというお答えでした、デジサポの方のですね。それと、昨年11月末に法改正になりまして、町・県民税の非課税世帯につきましては、無償でチューナーを配布するという、これは配布だけです。設置は自分でしてくださいということです。この制度ができて、これは回覧で周知しました。本町には、福祉と私総務課の方で申請書用紙を準備しておりますが、未だまだ1件の申請書の受領にお出でになっておりません。まだ周知が足りないことはあなだれませんが、今後、民生委員さん等にも協力をお願いして、低所得者の方にはこういう制度がございますよということを周知してまいりたいと思っております。これにつきましては、無償で機械を提供するという形でございます。

す。

以上、お答えいたします。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） はい、わかりました。高齢者あるいは独居家族の方たちは、大変テレビというのは生活の必需品でもありますし、楽しみにもしております。一つはまだアナログは映りますので、その点もあるかなと思っております。どうか広報、回覧板等にも周知をされまして、7月24日移行後に完全に映像が映りますように、お願いをしておきます。

次に、行政防災無線についてお伺いをいたします。防災無線の地域の重要な広報手段等は定着しておりますものの、危機管理面に対しても必要不可欠となっております。緊急事態でも即座に全家庭内、また外部放送により知れ渡っております。大変これは皆さん、これに頼っておられまして、即座に連絡がわかるということで、大変喜んでおられますが、私の今からお尋ねするのは、それに付け加えまして、防災無線ではございません。この頭に行政が付きますので、今のところ、行政防災無線ということになっておりますので、どうか行政上、サービスの一環として、おくやみの配信で知らせていただきますならば、弔問にも間に合うし、大変助かるかなという方たちが今多うございます。是非検討いただきまして、これは遺族の了解がないとできませんので、その点は皆わかっております。これに付け加えまして、今日のような定例議会あるいは一般質問等にも、議会の開催日から一般質問の件も少しは行政防災無線でご案内したら、傍聴の方たちもお出でじゃないかなということで、付け加えてお願いするところがございます。その点をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） 今ご質問の行政防災無線についてですが、行政防災無線は、災害時等における情報を町から住民の皆様に提供する手段として活用しております。具体的には、朝・昼・晩の時報を知らせるチャイムをはじめ、災害発生のお知らせ、消防団員の招集、鎮火の報告、また行方不明者の捜索協力依頼、交通安全月間、食中毒予防月間などの告知、架空請求、振り込め詐欺等の注意喚起、誘拐防止、変質者出没等の警告、選挙の投票などを含みます自治体主催によるイベント開催のお知らせなどを行っております。内容としましては、緊急性、重大性、広域性のある情報を提供しているところではありますが、乳幼児をもつ家庭や、夜間勤務で、日中睡眠をとっている住民からの騒音苦情があるのも実情でございます。ご質問の

件につきましても、確かに緊急性、広域性がありますが、個人情報保護の観点、また今申し上げましたように、住民の意見として賛否両論ありますことから、現在、その問題を見合わせているところでございます。ご理解いただきたいと思っております。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） 課長、私の質問の方を今度またお願いしたいと思っておりますが、これはわかった上で、私の方も質問しておるわけでございますので、この山東部なんかはですね、町内とまた違います。もう高齢化が進んでおりまして、この連絡が遅れますと、弔問なんかなかなか遅れて行くのがおっくうになり、またそれをおきますと、初盆のときにでも行こうというふうになりますと、なかなか先方の方も記帳されまして、お互いがそういう形でということで、雑談的な方もいらっしゃいますけど、なかなかこれは難しい点もございます。だから、個人情報ということでありますけれども、やはりそこには遺族の方でご理解いただきまして、今、熊日さんも今日はお出ででございますが、おくやみの欄ということがあります。あれも間に合わないときもございまして、ほかの議員さんもそうだと思いますが、電話がかかります。出張所に電話したけど、出張所は休みだもんだけん、どうもならん、あなたのところに電話すればいつもわかるけんこっちもわからんわけです。だから、なかなか情報公開ということは難しゅうございますが、まあ高齢化が進む中の山東部なんかは少しは緩和されてもいいんじゃないかなと。これはしっかりご検討していただきたいと思っております。また、囑託、駐在員さんたちも、また会議があると思っておりますので、そのとき駐在員さんたちの方からも、そういう形でお話をされて、これは議論がありますので、すぐ即答はできないと思っておりますが、どうかこの件は今始まったことじゃないと思っております。今まででも、議員さんたちもこの件につきまして質問されたという議員さんもおられます。でも、その当時と今はまた変わっておりますので、それともう言われますのが、周辺自治体はこれを配信でされておりますので、その点をやっぱりおくみ取りいただいてですね、どうぞご検討をいただきたいと思っております。

冒頭に申し上げました三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖の地震ということで、宮城県北部、震度7の地震を観測するかつてない甚大な被害をもたらしております。気象庁によりますと、今回の地震はマグニチュード8.8と推定されると報道でしたが、13日、2日後でしたか、マグニチュード9.0であったということで修正がございました。阪神淡路大震災、マグニチュード7.3の3,000倍といわれる世界最大級の規模であるということで、またたまったわけでございますが、

岩手、宮城、福島、茨城県等の沿岸部が想像を絶する巨大な大津波が多くの家屋を飲み込み、流される瞬間の映像で、自然のエネルギーの怖さといいますか、痛感したところでございます。また、各テレビ局が毎日24時間通しまして、特別放送しておりますが、瓦礫の山と化したあの爪痕が生々しく被害者の救出さえもできないような状態であるのを映像で見ますと、大変胸の痛む思いがいたします。難を逃れられました方々の、今日からまた寒気団が下りてくるというような天気予報でございしますが、その寒さと、水、これが欲しいという、避難されている方たちの一切の救援物資が全然届いていないというところもあるようでございます。そこで、緊急質問でございしますが、町長さんにお諮りをしたいと思います。私たちのこの本町におきましても、背に活火山阿蘇山を抱えております。また、大分、九州、今の活断層もずっと並んできまして、ちょうどこの下を活断層が通っておるわけでございますが、その上に私たちは生活をしております。これは今度のこの災害に対しまして、人ごとではないような気持ちがいたします。昨年は阪神淡路大震災の防災未来館ということで、私たちは視察にまいりました。その様子をモニターでございましたが、説明をされたのを十分に聞いてまいりました。また、今出ております岩手、宮城、福島、茨城、青森、私たちは行ってまいりまして、まだ2カ月ちょっとでございします。素晴らしい都会の中で活発化したあのところだなという印象でございましたが、3月11日のあの惨事を見まして、あそこの仙台の空港も利用させてもらいましたが、今は瓦礫の山と化しております。また、外国からも援助でどしどし救援隊が入ってきております。日本人として、私たちがこの無力を、差を痛感し、何もできないことを大変に悔しく思っておるわけでございます。そこで、町長さんにお尋ねいたしますが、本町からも迅速対応、あるいは激励、救援物資、両面から見まして、何かできないものか、総力を上げていただくような要請をしたいと思います。町長さんのご見解をお聞きしたいと思います。どうぞよろしく願います。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、4番議員さんがおっしゃいましたのは、本当に心の痛む思いでございますし、またお悔やみ、お見舞い等、本当にそのように思っております。先ほど申しましたように、今、私どものこの町といたしましても、うちの災害のときに準備した毛布とかその他については、全部ですね、あるしこ送ったところでございます。また、昨日から課局長会議をやりまして、できるところから義援金なりということで、各地区、地域の集会所、また交流センター、物産館と、そういうところに置くように、今朝決定をいたしましたところでございます。県の方の対応を

お聞きしてみますと、今朝、県の消防隊の方が出発されたと、約20数名が出発されたということでございました。消防車で行くということで、高速道路に乗っていくということで、少し時間がかかるがなというような報告は受けてございます。今から、各地域のあれだけの日本の10%以上、30%近く被害を受けたわけでございますから、いろんな要請が今後、国、また県の方からも来るものと、そのように思っております。そういう一つ要請等があれば、即、町としても対応したいと、そのように思っております。今のところは、各近隣町村ともお聞きをしながら、どのようなことができるかということは十分、今検討いたしております。再度申しますが、そういう要請等があれば、即、対応ができる状況にはあります。ご報告を申し上げます。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） 町長さんのご見解をお聞きいたしました。南阿蘇も恐らく水を送られるんじゃないかと、もう自治体でそういう形で、もう対応しておられるところもぼつぼつ出てきておるようでございます。まず、その前に本町にも、あるいは草部出張所、野尻出張所、あるいは関係機関等の、どうしてもこれは行政が動いていただかねばできませんことでございますので、義援金の入れる箱をですね、早急に設置していただきますと、そこだけでも住民の方たちも違うがなと思っておりますので、その点もよろしく、これは早速ですね、お願いしたいと思っております。本町におきましても、土石流危険区域の指定箇所にもされております。色見、高森、高森地区は13カ所の土石流危険区域指定箇所でございます。13カ所でございますかな、上色見地区が7カ所という、そのような指定箇所もなされておりますので、これを機会に議会あるいは町とも一緒になりまして、体制をとりましてですね、皆さんへ再認識をこしこやりよるぞというような形をとっていただけたらと思っております。再度、町長さん、その点をよろしくお願いいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、先ほどの話ではございませんけれども、これだけの山東部と土砂災害候補地を抱えております私どもの町にとりましても、まして活火山を抱えております。そういう意味も含めまして、再度ですね、この月末に、日にちは決定いたしておりませんが、この月末に消防を含め、各団体等を緊急防災訓練をやるよというということで、昨日、指示をしたところでございます。できる限り、この今月中にはやるよということで、今ですね、話し合いをしております。どの程度の防災訓練というよりも、防災に対しての再度、意識改革を地域の方々、また私ど

もこの行政を含めて、どういう意識をもつようにということで、それは指示をいたしているところでございます。この今月いっぱいには消防団の方々を含め、各駐在員の方、また職員も一堂になって、全員そろってですね、再度、訓練というよりも、どのようなことができるのかというのをやろうというふうに決定はいたしております。決めておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（三森義高君） 総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） それから、先ほどちょっと説明がありました緊急物資等の状況ということでお話がありましたが、物資等について、こちらの方から送る、送らんについては、今、検討の方を県の方と調整しながら、防災無線を通じまして、3月14日、20時30分付けというようなことで、国の方においては、防衛省関係、それから海上保安庁関係、農林省、それから警察庁の方から、物資の供給状況ということでの連絡が入ってきておりますが、この物資面についてはですね、まだ県の方からの指示を仰いでいるのが現状でございますし、義援金については、もう早急に今日中には、各、今町長が申し上げましたとおり、高森の方が本庁、それから観光交流センター、それから温泉館、それから草部の方につきまして出張所、物産館のところ、それから野尻の方の出張所の方に義援金箱を設置するというところで準備を進めておりますので、以上、報告申し上げます。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） 今、私の質問に、有難くお答えをさせていただきましたことに感謝申し上げます。この中に、仙台でございましたか、高森町の高森小学校と、高森町ではございませんが、高森小学校という学校がございます。お聞きされたと思いますが、ここに今避難されておられる方が600人ほどおられるということでございます。そういう方たちも一緒に、県から一緒になくて、やはりそういうようなところがありますならば、そういうところでも、水とか衣食住関係品はあれですが、そういうやつを送ってやったらなあ、私ながらそういう形で考えたところでございます。何しろ、町の方も何かそういう形でご協力をしていただければと思っております。

被害者の方々に対し、深くお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお願いをいたし、私事でございますけど、最後の一般質問になってまいりました。町長部局各位におかれましても、2期8年間を大変お世話になり、またご厚情感謝申し上げます。本町のますますのご発展をご祈念申し上げ、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（三森義高君） これで、一般質問は終了しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

傍聴者の方におかれましては、大変忙しい中に本議会傍聴いただきまして、ありがとうございます。本日は、2人の質問ということで、大変皆様方にはお世話になりました。今後とも、本議会、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午前11時40分

3月16日（水）

（第3日）

平成23年第1回高森町議会定例会（第3号）

平成23年3月16日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第2 議案第28号 平成22年度高森町一般会計補正予算について

日程第3 議案第29号 工事請負契約の変更について

日程第4 特別委員長報告について

日程第5 委員会の閉会中の継続調査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1 番	立山広滋君	2 番	森田勝君
3 番	田上更生君	4 番	甲斐直三君
5 番	甲斐廣國君	6 番	後藤和昭君
7 番	甲斐正一君	8 番	相馬俊行君
9 番	三森義高君	10 番	後藤英範君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

町 長	藤本正一君	副町長	宇藤信幸君
教育長	渡邊哲郎君	総務課長	色見隆夫君
住民福祉課長	後藤秀希君	税務課長	村上源喜君
産業観光課長	後藤正三君	産業観光課審議員	甲斐敏文君
建設課長	瀬井公吉郎君	会計課長	甲斐末久君
教育委員会事務局長	佐伯実範君	総務課長補佐	杉田則秋君
住民福祉課長補佐	廣木富八君	住民福祉課長補佐	岩下公治君
税務課長補佐	橋本和則君	産業観光課長補佐	古庄良一君
建設課長補佐	色見継治君	高森東保育園園長代理	熊谷優子君

色見保育園園長代理 瀬井 類子 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 古澤 建生 君 議会事務局庶務係長 後藤 一寛 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（三森義高君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

はじめに、総務課長 色見隆夫君から、議案の修正申し出がっておりますので許可します。総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） おはようございます。

議案第4号でご提案を申し上げました公有財産の処分について訂正がありましたのでご説明いたします。

休暇村南阿蘇の敷地内にあります町有地8万8,993m²、土地売却価格889万9,300円とご説明申し上げておりましたが、お手元に配付しておりますとおり、土地面積8万8,996m²、土地売却価格889万9,600円に立木価格を合計しました金額を1,960万9,000円に訂正したものであります。

理由としましては、登記を行う際に、従来用いておりました日本測地計による登記が平成14年4月2日より世界測地計を使用しなければならないことになったことによりまして誤差が生じたものであります。

この議案につきましては、総務常任委員会を昨日の一般質問終了後に急遽お願いいたしましてご説明を申し上げ、ご審議いただいたところであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご決定賜りますようお願い申し上げまして説明といたします。

○議長（三森義高君） お諮りします。お手元に配付してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（三森義高君） 日程第1、付託案件の委員長報告並びに採決を議題とします。

-----○-----

議案第2号 町道の路線の廃止について

議案第3号 町道の路線の認定について

○議長（三森義高君） 議案第2号、町道の路線の廃止について及び議案第3号、町道の路線の認定については、建設経済常任委員会に付託してありますので、委員

長の報告を求めます。建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） おはようございます。3番 田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第2号、町道の路線の廃止及び議案第3号、町道の路線の認定につきましては、3月14日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、建設課より瀬井課長、色見課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

なお、町道の認定並びに改良事業等にあたっては、その後の必要性、緊急性などを十分考慮するとともに、選定にあたっては振興計画への登載はもちろんのこと、町道のランク付け等を行うよう、全委員の意見として要望するものであります。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号、町道の路線の廃止について及び議案第3号、町道の路線の認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第4号 公有財産の処分について

○議長（三森義高君） 議案第4号、公有財産の処分については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） 4番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第4号、公有財産の処分について、3月9日、午後1時から、第3、4委員会室におきまして、総務課より色見課長、杉田課長補佐及び後藤財産管理係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いた

しました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

また、委員会閉会後におきまして、議案の修正申し出が行われまして、3月15日、11時45分から修正議案に基づく再審査を行い、修正案どおり可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号、公有財産の処分については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第5号 負担付寄附受納について

○議長（三森義高君） 議案第5号、負担付寄附受納については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） 4番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第5号、負担付寄附受納につきましては、3月9日、午後1時から、第3、4委員会室におきまして、総務課より色見課長、杉田課長補佐及び後藤財産管理係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号、負担付寄附受納については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第6号 河原総合センター条例等の一部改正について

○議長（三森義高君） 議案第6号、河原総合センター条例等の一部改正については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番 田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第6号、河原総合センター条例等の一部改正につきましては、3月14日、午後1時から、第3、4委員会室におきまして、産業観光課より後藤課長、甲斐審議員、古庄課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号、河原総合センター条例等の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第7号 高森自然学校条例等の一部改正について

○議長（三森義高君） 議案第7号、高森自然学校条例等の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第7号、高森自然学校条例等の一部改正につきましては、3月10日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、教育委員会より佐伯事務局長、馬原学校教育係長及び荒牧社会教育係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号、高森自然学校条例等の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第8号 平成22年度高森町一般会計補正予算について

○議長（三森義高君） 議案第8号、平成22年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） 4番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第8号、平成22年度高森町一般会計補正予算につきましては、3月9日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、税務課より村上課長及び各係長に出席を求め、さらには同じく午前11時30

分から、会計課より甲斐課長、議会監査事務局より古澤局長及び後藤庶務係長に出席を求め、また、午後1時から、総務課より色見課長、杉田課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第8号、平成22年度高森町一般会計補正予算につきましては、3月10日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、教育委員会より佐伯事務局長及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

また、同じく午後1時から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より後藤課長、廣木課長補佐、岩下課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることと決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番 田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第8号、平成22年度高森町一般会計補正予算につきましては、3月14日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、建設課より瀬井課長、色見課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

また、同じく午後1時から、第3、4委員会室におきまして、産業観光課より後藤課長、甲斐審議員、古庄課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） これから各委員長報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号、平成22年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第9号 平成22年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 議案第9号、平成22年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第9号、平成22年度高森町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、3月10日、午後1時から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より後藤課長、廣木課長補佐、岩下課長補佐及び佐藤国民健康保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号、平成22年

度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第10号 平成22年度高森町老人保健特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 議案第10号、平成22年度高森町老人保健特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第10号、平成22年度高森町老人保健特別会計補正予算につきましては、3月10日、午後1時から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より後藤課長、廣木課長補佐、岩下課長補佐及び佐藤国民健康保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号、平成22年度高森町老人保健特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第11号 平成22年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 議案第11号、平成22年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第11号、平成22年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、3月10日、午後1時から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より後藤課長、廣木課長補佐、岩下課長補佐及び佐藤国民健康保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号、平成22年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第12号 平成22年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 議案第12号、平成22年度高森町介護保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第12号、平成22年度高森町介護保険特別会計補正予算につきましては、3月10日、午後1時から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より後藤課長、廣木課長補佐、岩下課長補佐及び阿部介護保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。
お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号、平成22年度高森町介護保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第13号 平成22年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 議案第13号、平成22年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番 田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第13号、平成22年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、3月14日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、建設課より瀬井課長、色見課長補佐及び松本水道係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号、平成22年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第14号 平成22年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

- 議長（三森義高君） 議案第14号、平成22年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 田上更生君。

- 建設経済常任委員長（田上更生君） 3番 田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第14号、平成22年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算につきましては、3月14日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、建設課より瀬井課長、色見課長補佐及び松本水道係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

以上、報告終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号、平成22年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第15号 平成22年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 議案第15号、平成22年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） 4番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第15号、平成22年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算につきましては、3月9日、午後1時から、第3、4委員会室におきまして、総務課より色見課長、杉田課長補佐及び沼田企画係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号、平成22年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第16号 平成23年度高森町一般会計予算について

○議長（三森義高君） 議案第16号、平成23年度高森町一般会計予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） 4番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第16号、平成23年度高森町一般会計予算につきましては、3月9日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、

税務課より村上課長及び各係長に出席を求め、さらには同じく午前11時30分から、会計課より甲斐課長、議会監査事務局より古澤局長及び後藤庶務係長に出席を求め、慎重に審議いたしました。

また、午後1時から、総務課より色見課長、杉田課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第16号、平成23年度高森町一般会計予算につきましては、3月10日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、教育委員会より佐伯事務局長及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

また、同じく午後1時から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より後藤課長、廣木課長補佐、岩下課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました。採決の結果、賛成多数で可とすることに決定をいたしました。

なお、少数意見として、骨格編成予算という中で、出産祝金支給及び子ども医療費を中学3年生まで助成する予算が計上されており、少子化対策として評価できる内容ではあるが、しかしながら政策的経費を骨格予算に計上することは法的概念がないとしても好ましくないとの意見が出されたことを付け加えておきます。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番 田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第16号、平成23年度高森町一般会計予算につきましては、3月14日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、建設課より瀬井課長、色見課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

また、同じく午後1時から、第3、4委員会室におきまして、産業観光課より後藤課長、甲斐審議員、古庄課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、

慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） これから各委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号、平成23年度高森町一般会計予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第17号 平成23年度高森町国民健康保険特別会計予算について

○議長（三森義高君） 議案第17号、平成23年度高森町国民健康保険特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第17号、平成23年度高森町国民健康保険特別会計予算につきましては、3月10日、午後1時から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より後藤課長、廣木課長補佐、岩下課長補佐及び佐藤国民健康保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号、平成23年度高森町国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第18号 平成23年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（三森義高君） 議案第18号、平成23年度高森町後期高齢者医療特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第18号、平成23年度高森町後期高齢者医療特別会計予算につきましても、3月10日、午後1時から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より後藤課長、廣木課長補佐、岩下課長補佐及び佐藤国民健康保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号、平成23年度高森町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決

されました。

-----○-----

議案第19号 平成23年度高森町介護保険特別会計予算について

○議長（三森義高君） 議案第19号、平成23年度高森町介護保険特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第19号、平成23年度高森町介護保険特別会計予算につきましては、3月10日、午後1時から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より後藤課長、廣木課長補佐、岩下課長補佐及び阿部介護保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号、平成23年度高森町介護保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第20号 平成23年度高森町簡易水道事業特別会計予算について

○議長（三森義高君） 議案第20号、平成23年度高森町簡易水道事業特別会計予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番 田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第20号、平成23年度高森町簡易水道事業特別会計予算につきましては、3月14日、午前10時より、第3、4委員会室におきまして、建設課より瀬井課長、色見課長補佐及び松本水道係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号、平成23年度高森町簡易水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第21号 平成23年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について

○議長（三森義高君） 議案第21号、平成23年度高森町農業用水供給事業特別会計予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番 田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第21号、平成23年度高森町農業用水供給事業特別会計予算につきましては、3月14日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、建設課より瀬井課長、色見課長補佐及び松本水道係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号、平成23年度高森町農業用水供給事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第22号 平成23年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について

○議長（三森義高君） 議案第22号、平成23年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） 4番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第22号、平成23年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算につきましては、3月9日、午後1時から、総務課より色見課長、杉田課長補佐及び沼田企画係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号、平成23年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第23号 高森町出産祝金支給条例の制定について

- 議長（三森義高君） 議案第23号、高森町出産祝金支給条例の制定については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

- 文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第23号、高森町出産祝金支給条例の制定につきましては、議案第16号の一般会計予算における関連条例であります。本案につきましても、3月10日、午後1時から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より後藤課長、廣木課長補佐、岩下課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重審議いたしました結果、賛成多数で可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号、高森町出産祝金支給条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第24号 高森町子ども医療費助成に関する条例の制定について

- 議長（三森義高君） 議案第24号、高森町子ども医療費助成に関する条例の制定に

については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第24号、高森町子ども医療費助成に関する条例の制定につきましては、議案第16号の一般会計予算における関連条例であります。本案につきましても、3月10日、午後1時から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より後藤課長、廣木課長補佐、岩下課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重審議いたしました。採決の結果、賛成多数で可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号、高森町子ども医療費助成に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第25号 高森町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 議案第25号、高森町国民健康保険条例の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第25号、高森町国民健康保険条例の一部改正につきましては、3月10日、午後1時から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より後藤課長、廣木課長補佐、岩下課長補佐及び佐藤国民健

康保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号、高森町国民健康保険条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第26号 高森町観光交流センターの指定管理者の指定について

○議長（三森義高君） 議案第26号、高森町観光交流センターの指定管理者の指定については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番 田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第26号、高森町観光交流センターの指定管理者の指定につきましては、3月14日、午後1時から、第3、4委員会室におきまして、産業観光課より後藤課長、甲斐審議員、古庄課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号、高森町観光交流センターの指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第27号 高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定について

○議長（三森義高君） 議案第27号、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番 田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第27号、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定につきましては、3月14日、午後1時から、第3、4委員会室におきまして、産業観光課より後藤課長、甲斐審議員、古庄課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決され

ました。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。しばらく休憩します。11時10分から再開します。よろしくお祈りします。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（三森義高君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第2 議案第28号 平成22年度高森町一般会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第2、議案第28号、平成22年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第28号で提案いたしました平成22年度高森町一般会計補正予算（第10号）について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、3月11日、三陸沖を震源に、国内観測歴史上最大のマグニチュード9.0、東北地方太平洋沖地震発生に伴います義援金並びに地方自治法第213条第1項の規定に基づきまして、平成23年度に繰り越して使用するための繰越明許費設定に關します補正予算でございます。

歳入歳出それぞれに変更はございませんけれども、2ページをお開きいただきたいと思ひます。

今回の歳入の補正につきましては、7ページをお開きいただきたいと思ひます。

歳出の第12款支出金、1目の財政調整基金につきましては、今回1億8,906万5,000円を積み立てることとしておりましたが、200万円を減額し、東北地方太平洋沖地震義援金に充てるものでございます。このことにより、平成23年3月末現在の財政調整基金積立金は7億2,963万円となります。

4ページをお開きいただきたいと思ひます。

第2表の繰越明許費の追加につきましては、色見地区の地デジ化対策補助金並びに昨年11月24日、臨時国会におきまして、第一次補正予算の新たな経済対策のための事業に係るものでございまして、繰越限度額を設定するものでございます。

内訳は第2表のとおり、総額1億3,222万9,000円となります。

また、本会議で議案第8号で町道根子岳観光線について繰越明許費を4,500万円と提案しておりましたが、今回6,062万2,000円を追加し、6億662万2,000円に変更するものでございます。

以上が今回の補正予算の主な内容でございます。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、提案説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

大変申し訳ございませんでした。本会議の議案第8号で、町道根子岳観光線につきまして、繰越明許費を4,500万円提案しておりましたが、今回6,162万2,000円を追加し、1億662万2,000円に変更するものでございます。大変失礼いたしました。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） 今、補正前の額がですね、私たちの資料には4,500万円と載っておりますが、町長は今6,100何十万とか言いなつたでしょう。

○議長（三森義高君） 総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） 今ご説明申し上げました4ページの2の変更の方の道路橋梁費、根子岳観光線道路の整備事業の内容でございまして、金額4,500万円当初出しております。今、町長が申し上げました6,162万2,000円を追加しました合計額が右端にあります1億662万2,000円ということでのご説明ですので、その分でご理解いただきたいと思います。

○議長（三森義高君） 2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） 提案の内容と全然、4,500万円という内容でございしますが、その、わかりました。

○議長（三森義高君） ほかにございせんか。5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） 私は、今の話と違いますけれども、大地震に対する義援金、これが自治体から200万円というような形で、これはもう全町村、上からの達しですることになるのかと思いますし、またそこらへんの内容がちょっとわかりませんが、昨日、隣の甲斐議員が要望されましたように、町民全体からの義援金は別枠ということで理解していいのか、そこらへんちょっとお尋ねをいたします。

○議長（三森義高君） 総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） 今のご質問ですが、昨日、議員の皆さんからの温かいご意

見等もいただきまして、阿蘇郡内に一応ご照会申し上げました。町村の動向もあります中で、町長を含めまして、また財政担当あたりも含めまして、十分協議しました結果、これは町として、各町村も出したいということでありまして、この200万円に決定したということでご理解いただきたいと思います。

○議長（三森義高君） 5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） はい、わかりました。そういうことで、議会としても何らかの形でというような、昨日ちょっと議長さんから提案をいただいております。できればですね、よその町村に足並みを揃えるじゃなくして、自分たちの思いで、早めにかようなものは取りまとめた方が、その意義が大きいんじゃないかなというふうに思いますので、議会は議会として、そしてまた庁舎内の職員は職員を通じて、そして町民には町民として、早くやっぱり高森町も立ち上げて、その義援金が一日でも早く届くようにご配慮をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（三森義高君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号、平成22年度高森町一般会計補正予算についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号、平成22年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第29号 工事請負契約の変更について

○議長（三森義高君） 日程第3、議案第29号、工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 議案第29号でご提案申し上げました工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

今回の工事請負契約の変更につきましては、平成22年12月定例議会において議決された根子岳観光線道路整備工事(3)、請負業者、株式会社草村企業、代表取締役 西田宏己氏の工事請負契約工期の変更をお願いするものであります。

工期の変更理由は、昨年の12月末から2月にかけての異常寒波による影響で、土工及びコンクリート工事の施工ができなかったため、工期の変更をお願いするものであります。

当初の契約工期は、平成22年12月10日から平成23年3月25日までを、平成22年12月10日から平成23年8月31日まで工期を変更するものであります。工期の変更期間は5カ月間の159日間となります。

また、別発注の根子岳観光線道路整備工事(1)、(2)の2件につきましても、本件の工期変更に伴い、施工工程の関係で工期を変更いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(三森義高君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三森義高君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三森義高君) 討論なしと認めます。

これから議案第29号、工事請負契約の変更についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三森義高君) 異議なしと認めます。したがって、議案第29号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 特別委員長報告について

○議長(三森義高君) 日程第4、特別委員長報告についてを議題とします。議会広報特別委員長の報告を求めます。議会広報特別委員長 甲斐直三君。

○議会広報特別委員長(甲斐直三君) 議会広報特別委員会の報告をいたします。4番甲斐でございます。

議会広報特別委員会につきましては、昨日、一般質問終了後に、午後1時から、第1、2委員会室におきまして、議会広報特別委員会を開き、議会広報の発行について審議を行いました。

結果、議事録の完成まで1カ月を要するために、編集作業ができないことから、議会日より「きずな」第44号は見送ることとし、新議会広報特別委員会に委ねることに決定をいたしました。

なお、議会事務局におきましても、議事録もそのまま出来ますので申し添えて報告といたします。

○議長（三森義高君） 養鶏場進出対策特別委員長 後藤和昭君。

○養鶏場進出対策特別委員長（後藤和昭君） 6番 後藤です。

養鶏場進出対策特別委員会の結果報告を行います。

昨年12月議会終了後の結果報告でございます。

1月の14日、午後1時から、出席委員、私、それから甲斐直三委員、田上委員、森田委員、それから説明のため出席した者として、藤本町長、宇藤副町長、後藤産業観光課長、甲斐審議員、古庄課長補佐、それからユニティファーム側から岡本さん、松岡さん、佐伯さん、職務のため出席した者が、議会事務局長でございます。

事件名が食鳥処理場建設予定についてございました。

審議の経過及び結果、経過報告といたしまして、審議員の方から食鳥処理場については、その候補地が蔵地台地から高森色見地域に移ってきたが、決定していない状況である。現在、ピンポイントではなく、エリアを指定し、県関係部署と調整中である。

今後の方針としては、3月までにユニティファーム熊本の協力を得て、町の振興策を含めた大型プロジェクト計画を策定し、県に提出する。このため、審議員を中心として準備中である。これが1月14日でございます。

それから、3月の14日、これは第3、第4委員会室でございます。出席委員が私、それから甲斐直三委員、田上更生委員、森田委員、それから議長が同席議員でございます。説明のため出席した者、藤本町長、宇藤副町長、後藤産業観光課長、甲斐審議員、古庄課長補佐、ユニティファーム側から岡本さん、それから松岡さん、職務のため出席した者として、議会事務局長の古澤建生さん、それから庶務係長の後藤一寛さん。

事件名がブロイラー生産事業における経過について。

審議の経過及び結果、高森町をよくする会より3名の委員会傍聴申し出があったため、委員会条例17条の規定に基づき許可をした。

経過報告といたしまして、甲斐審議員から、養鶏農場CSについて、大字矢津田地域内で候補地選定を進めるとともに、資金の審査会が進められている。

それから、食鳥処理場については、2ha未満に工場用地を縮小し、5月の農振除外申請に間に合うよう、県当局と調整準備を進めている。なお、工場用地の選定は、現在まで決定しているものではない。今後の取り組み、これはユニティファーム、岡本社長でございますが、食鳥処理場の建設計画については、当初の計画どおり、高森町に建設するという基本姿勢には変わりはない。

経過報告を受け、各委員から、食鳥処理場の予定については、前回の委員会で3月までに決定し、報告することとなっていたが、建設予定地も定まらない中で、養鶏農場CSのみが、今回新たに矢津田地域内で進めていることは特別委員会に何の説明もなく、納得できない。このようなことでは、町民への不信感は募るばかりである。町、企業ともに努力不足と言われても仕方がないというような結果が出ております。

以上、報告いたします。

○議長（三森義高君） 以上で、特別委員長長の報告を終わります。

-----○-----

日程第5 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（三森義高君） 日程第5、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（三森義高君） これで本日の日程は全部終了しました。

一言ご挨拶を申し上げます。

8日から始まりました本会議も本日をもって終わるわけでございます。期間中には、東北地方の太平洋地震の勃発による多大なる被害を受けられました被災者の皆様方に哀悼の誠を捧げますとともに、お見舞いを申し上げる次第であります。

議会傍聴に来られました皆さん方には、1年間、大変お世話になりました。大変、議会といたしましても、ご協力をいただきまして、町の発展のために各議員さん、それぞれの立場の中でご協力をいただき、今日の高森町があると私は感じているところでございます。今後とも、皆様方におかれましては、議会をはじめ、町執行部、ご協力をいただきますよう、心から祈念を申し上げ、挨拶に代えたいと思います。

会議を閉じます。

平成23年第1回高森町議会定例会を閉会いたします。

お疲れでございました。

-----○-----

閉会 午前11時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成23年第1回定例会

平成23年3月発行

発行人 高森町議会議長 三森 義高
編集人 高森町議会事務局長 古澤 建生
作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967) 62-1111